

セゾン自動車火災の現状  
2013



センソフ自動車火災保険株式会社

代表取締役社長

福澤 秀浩

NKSJグループでは、2012年6月にグループ共通の経営理念・行動指針・目指す企業グループ像を制定しました。これらはグループの価値観を示したものであり、当社はNKSJグループの通販会社としてその実現に向けて取り組んでまいります。

### NKSJグループの経営理念

NKSJグループは、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。

### NKSJグループの行動指針

お客さまに最高品質のサービスをご提供するために

1. 一人ひとりがグループの代表であるとの自覚のもと、お客さまの声に真摯に耳を傾け、行動することに努めます。
2. 自ら考え、学び、常に高い目標に向かってチャレンジします。
3. 「スピード」と「シンプルでわかりやすく」を重視します。
4. 誠実さと高い倫理観をもって行動します。

### NKSJグループの目指す企業グループ像

真のサービス産業として「お客さま評価日本一/No. 1」を実現し、世界で伍していくグループを目指します。

NKSJグループスローガン

# First

NKSJグループスローガンを“First”と決めました。社員一人ひとりがグループの代表であるとの自覚のもと、スピードとチャレンジを大切に、真っ先に一步を踏み出す姿勢を表現したものです。

---

日頃より皆さまのご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、2002年より（株）損害保険ジャパン、（株）クレディセゾンとの3社間の業務提携を締結し、現在は、NKS Jグループの通販損害保険会社として、ご契約者はもちろん、当社の商品を検討いただいているお客さまやセゾンカード会員の皆さまに対して、高品質なサービスをご提供し、お客さま一人ひとりに納得して選んでいただける、『オンリーワンの保険会社』を目指しています。

その達成に向けて、通販型自動車保険では、事故の発生率に合わせた“1歳刻み”の保険料率を設定することにより、特に事故率の低い40代と50代のお客さまに対して保険料を割安にした「おとなの自動車保険」を、通販型火災保険では、お客さまのニーズやご予算に応じて補償を自由に選べる「じぶんでえらべる火災保険」をご案内しており、多くのお客さまに補償とその保険料に『納得』いただいております。

また、お客さまのライフスタイルやニーズに合わせ、『必要なときに必要な形で最適なサポート』を目指し、インターネット・モバイルサイトによる情報提供サービス、コールセンターによるサポートサービス、ならびに損害保険ジャパンと連携した万全な事故対応サービスを行う体制をご用意しています。

さらに、「お客さまの声」を当社の財産ととらえ、全社一丸となって、『お客さま評価日本一』の実現に向け、業務品質・サービス品質の向上に取り組んでおります。

これからもお客さまの貴重なご意見を活かし、社員一同一層努力してまいります。今後とも、皆さまの変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願いいたします。

代表取締役社長 福澤 秀浩



## 目 次

NKSJグループの概要	P2
NKSJグループの経営戦略	P6
代表的な経営指標	P10
ブランドメッセージ	P12
トピックス	P13
<b>I. 会社の概要及び組織</b>	
沿革	P16
事業の内容	P16
関連会社	P16
組織の状況	P17
株式・株主の状況	P18
役員の状況	P21
従業員の状況	P25
CSRの取り組み	P26
<b>II. 業務のご案内</b>	
保険募集	P28
取扱商品	P31
新商品の開発・料率の改定状況	P33
お客様相談室のご紹介	P34
損害保険業界関連の紛争解決機関のご案内	P34
保険の仕組み	P35
約款について	P35
保険料について	P36
保険金のお支払い	P37
<b>III. 業務に関する事項</b>	P39
<b>IV. 保険会社の運営</b>	P63
<b>V. 財産の状況</b>	P73
<b>VI. 付録</b>	P99

※本誌は、保険業法第111条および同施行規則第59条の2に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

## NKSJグループの概要

### NKSJグループの事業領域と主なグループ会社

NKSJグループは、国内損害保険事業を中心に、国内生命保険事業、海外保険事業などさまざまな事業を展開しています。



#### 国内損害保険事業

グループの中核事業であり、高品質な商品・サービスを提供することにより、お客さまに安心・安全をお届けしています。代理店販売の損保ジャパン・日本興亜損保、媒介代理店を通じた通信販売のそんぽ24、ダイレクト販売のセゾン自動車火災があります。

損保ジャパンと日本興亜損保は、2014年9月1日に合併し、新会社「損保ジャパン日本興亜」となります。今後は、新会社が一層強固な事業基盤のもと収益力の最大化を図り、両社で培ってきた強みを1つの会社として発揮できるよう、取組みを加速させていきます。

#### 海外保険事業

グループの成長戦略の一翼を担う事業と位置づけ、戦略的に選定した国・地域に経営資源を投入し、グループ収益の拡大に取り組んでいます。従前より主軸であった日系企業に対するグローバルベースでの高品質な保険サービスの提供のみならず、海外ローカルマーケットにおける事業拡大も図っています。

また、損保ジャパン・日本興亜損保両社が拠点を有する海外地域においては、2014年9月の両社の合併を待たずに拠点統合を進めています。

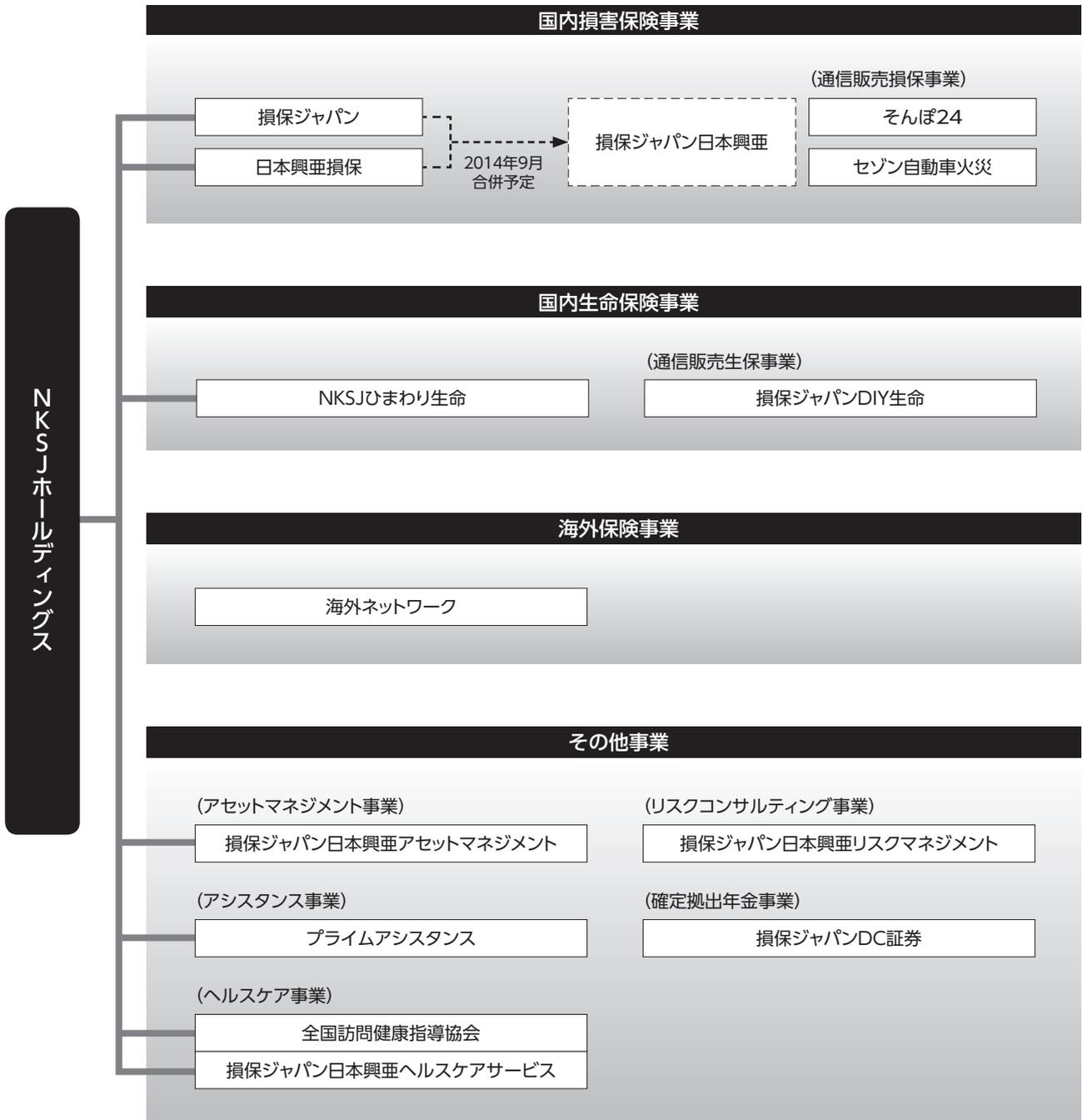
#### 国内生命保険事業

グループ事業のなかで高い成長性を有している分野であり、国内損害保険事業に続く第二の収益源としてさらなる「成長の加速」を目指しています。

NKSJひまわり生命は損害保険代理店による販売を主体とし、損害保険のお客さまに対する生命保険商品のクロスセルを推進しています。また、損保ジャパンDIY生命はダイレクト販売を中心に展開しており、これら2社によりお客さまの多様なニーズにお応えする魅力ある商品・サービスを提供しています。

#### その他事業

お客さまの資産形成に関するサービスを提供するアセットマネジメント事業や確定拠出年金事業、ロードアシスタンスサービスなどを提供するアシスタンス事業、お客さまのリスクマネジメント活動を支援するリスクコンサルティング事業、健康維持・増進やメンタルヘルス対策に関するサービスを提供するヘルスケア事業など、保険事業の枠を超えたビジネスフィールドの拡大を図っています。



## NKSJグループの主な国内事業会社

### 国内損害保険事業



#### 株式会社損害保険ジャパン

損保ジャパンは「お客さま評価日本一/No. 1」を最重要の課題と位置づけ、自動車保険『ONE-Step』や火災保険『ほ〜むジャパン』を中心に、個人や企業を取り巻くさまざまなリスクに対応する高品質の保険商品やサービスを提供しています。

会社概要(2013年3月31日現在)	
創業	1888年10月
資本金	700億円
株主構成	NKSJホールディングス:100%
総資産	4兆7,450億円
正味収入保険料	1兆3,273億円
本社所在地	東京都新宿区西新宿1-26-1
URL	<a href="http://www.sompo-japan.co.jp/">http://www.sompo-japan.co.jp/</a>

#### 日本興亜保険グループ

### そんぽ24

#### そんぽ24損害保険株式会社

そんぽ24は、「媒介代理店」を主軸として、Webサイト・コールセンターを通じてお客さまに直接お手続きいただく通販型自動車保険を提供しています。

そんぽ24は、媒介代理店とともに、一人ひとりのお客さまとの絆を大切に、身近で親しみやすく頼りになる保険会社であり続けます。

会社概要(2013年3月31日現在)	
設立	1999年12月設立、2001年3月営業開始
資本金	190億円
株主構成	日本興亜損保:100%
総資産	204億円
正味収入保険料	130億円
本社所在地	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60
URL	<a href="http://www.sonpo24.co.jp/">http://www.sonpo24.co.jp/</a>

### 国内生命保険事業

#### NKSJひまわり生命



#### NKSJひまわり生命保険株式会社

NKSJひまわり生命は、2011年に損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の2社が合併して誕生しました。

シンプルでわかりやすい基本保障と多彩なオプション保障を備えた医療保険『健康のお守り』や、「たばこを吸わない」などの基準によって保険料が安くなる収入保障保険『家族のお守り』など、特徴のあるラインアップを取りそろえています。

会社概要(2013年3月31日現在)	
設立	1981年7月設立、1982年4月営業開始
資本金	172億円
株主構成	NKSJホールディングス:100%
総資産	1兆9,726億円
保有契約高	19兆1,647億円(個人保険と個人年金保険の合算値)
本社所在地	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
URL	<a href="http://www.nksj-himawari.co.jp/">http://www.nksj-himawari.co.jp/</a>



#### 日本興亜損害保険株式会社

日本興亜損保は「お客さま評価日本一/No. 1」を最重要の課題と位置づけ、自動車保険『カーBOX』や火災保険『フルハウス』を中心に、個人や企業を取り巻くさまざまなリスクに対応する高品質の保険商品やサービスを提供しています。

会社概要(2013年3月31日現在)	
創業	1892年4月
資本金	912億円
株主構成	NKSJホールディングス:100%
総資産	2兆2,931億円
正味収入保険料	6,388億円
本社所在地	東京都千代田区霞が関3-7-3
URL	<a href="http://www.nipponkoa.co.jp/">http://www.nipponkoa.co.jp/</a>



#### セゾンの保険

#### セゾン自動車火災保険株式会社

セゾン自動車火災は、2009年に損保ジャパンの子会社となりました。事故率の低い40代・50代のお客さまを中心に、通販型自動車保険『おとなの自動車保険』を販売しています。

NKSJグループの通販損害保険会社として、高品質なサービスを提供し、お客さま一人ひとりに納得して選んでいただける、「オンリーワンの保険会社」を目指しています。

会社概要(2013年3月31日現在)	
設立	1982年9月設立、1983年4月営業開始
資本金	151億円
株主構成	損保ジャパン:97.7%、クレディセゾン:2.3%
総資産	383億円
正味収入保険料	172億円
本社所在地	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60
URL	<a href="http://www.ins-saison.co.jp/">http://www.ins-saison.co.jp/</a>



#### 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社

損保ジャパンDIY生命は、「お客さまを起点とした価値の提供」と「ムダを排除したローコストオペレーション」を事業コンセプトとし、ライフステージにあわせて毎年保障内容の見直し可能な『1年組み立て保険』(無配当定期保険)を、通信販売でお客さまに提供しています。

会社概要(2013年3月31日現在)	
設立	1999年4月設立、5月営業開始
資本金	101億円
株主構成	損保ジャパン:90%、第一生命:10%
総資産	51億円
保有契約高	7,252億円
本社所在地	東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル
URL	<a href="http://diy.co.jp/">http://diy.co.jp/</a>

## その他事業

### 損保ジャパン日本興亜 アセットマネジメント

#### 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントは、NKSJグループにおける資産運用業務の中核会社として、「お客さまの資産形成への貢献」を第一に、品質の高い資産運用サービスを提供しています。

##### ■主な投信商品

- ・損保ジャパン・グリーン・オープン(愛称:ぶなの森)
- ・みずほ好配当日本株オープン
- ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド など

##### 会社概要(2013年3月31日現在)

設立	1986年2月
資本金	1,550百万円
株主構成	NKSJホールディングス:100%
年金投資一任残高	5,222億円
投信純資産残高	4,175億円
本社所在地	東京都中央区日本橋2-2-16 共立日本橋ビル
URL	<a href="http://www.sjnk-am.co.jp/">http://www.sjnk-am.co.jp/</a>



### 損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント

#### 損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社

※2013年4月1日にNKSJリスクマネジメント株式会社から社名変更

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメントは、NKSJグループのリスクコンサルティング会社として、全社的なリスクマネジメント(ERM)や事業継続(BCM・BCP)をはじめとするコンサルティング・サービスを通じて、お客さまのリスクマネジメント活動を支援しています。

##### 会社概要(2013年3月31日現在)

設立	1997年11月
資本金	30百万円
株主構成	損保ジャパン:50.1%、日本興亜損保:33.4%、 損保ジャパン総研:16.5%
本社所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1
URL	<a href="http://www.sjnk-rm.co.jp/">http://www.sjnk-rm.co.jp/</a>



### 損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス

#### 損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社

※2013年4月1日に株式会社損保ジャパン・ヘルスケアサービスから社名変更

損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービスは、企業の重要な経営課題であるメンタルヘルス対策を総合的に支援します。独自開発の各種サービス『LLax(リラク)シリーズ』により、企業の経営陣、人事労務部門および産業医を中心とする産業保健スタッフが抱える課題の解決に向けた「総合的なソリューション」を提供しています。

##### 会社概要(2013年3月31日現在)

設立	2007年4月
資本金	495百万円
株主構成	NKSJホールディングス:100%
本社所在地	東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル
URL	<a href="http://www.snhs.co.jp/">http://www.snhs.co.jp/</a>



### プライムアシスタンス

#### 株式会社プライムアシスタンス

プライムアシスタンスは、NKSJホールディングスとプレステージ・インターナショナルとの合併により誕生したアシスタンス会社です。自動車や住宅設備のトラブルや不便を解決するアシスタンス事業を通じて、お客さまに安心・安全を提供しています。

##### 会社概要(2013年3月31日現在)

設立	2012年4月
資本金	450百万円
株主構成	NKSJホールディングス:66.6%、 プレステージ・インターナショナル:33.4%
本社所在地	東京都文京区関口1-45-15
URL	<a href="http://www.prime-as.com/">http://www.prime-as.com/</a>

### 株式会社 全国訪問健康指導協会

#### 株式会社全国訪問健康指導協会

全国訪問健康指導協会は、わが国最大規模となる約1,100人の保健師・看護師・管理栄養士のネットワークを持ち、特定保健指導をはじめとした健康支援サービスを提供しています。医療保険者の幅広いニーズに対応し、より多くの方々の健康を支援できるよう、今後もさらにサービスを強化していきます。

##### 会社概要(2013年3月31日現在)

設立	2005年10月
資本金	1,286百万円
株主構成	NKSJホールディングス:96.65%、 オムロンヘルスケア:3.06%、NTTデータ:0.29%
本社所在地	東京都千代田区神田淡路町1-2-3
URL	<a href="http://www.kenko-shien.jp/">http://www.kenko-shien.jp/</a>



### 損保ジャパンDC証券

#### 損保ジャパンDC証券株式会社

損保ジャパンDC証券は、確定拠出年金専門のサービス提供機関です。スピーディーで円滑なDC制度の導入と、導入後の加入者サービスの品質や一貫性の維持を目的として、DC制度の運営管理にかかわるすべてのサービスを包括した「バンドルサービス」を提供しています。

##### 会社概要(2013年3月31日現在)

設立	1999年5月
資本金	3,000百万円
株主構成	損保ジャパン:100%
本社所在地	東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル
URL	<a href="http://www.sjdc.co.jp/">http://www.sjdc.co.jp/</a>

## NKSJグループの経営戦略

NKSJグループは、国内損害保険事業の収益力向上を基点として、成長分野への経営資源シフトを積極的に進め、グループの持続的成長と企業価値の向上を目指します。

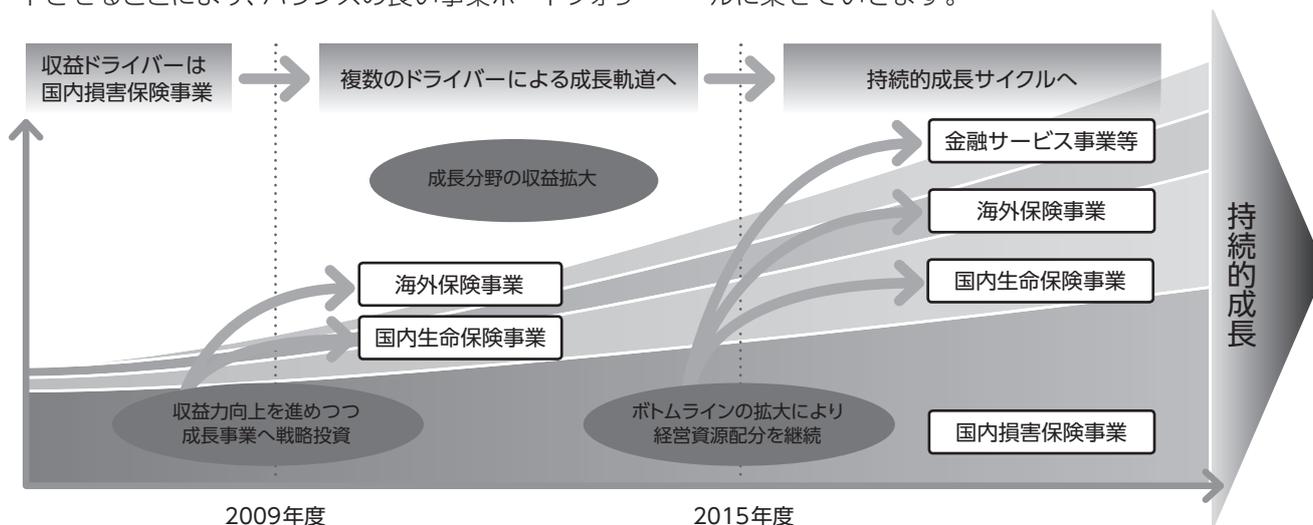
### NKSJグループの経営基本方針

- 1. サービス品質の追求**  
すべての業務プロセスにおいて品質の向上に取り組み、最高品質のサービスをご提供することにより、お客さまに最も高く評価されるグループになることを目指します。
- 2. 持続的な成長による企業価値の拡大**  
目指す企業グループ像の実現に向け、成長分野へ戦略的に経営資源を投入することにより、グループベースでの持続的成長を実現し、企業価値の拡大を目指します。
- 3. 事業効率の追求**  
あらゆる分野において、グループで連携し最大の力を発揮することにより、事業効率を高め、安定した事業基盤を築きます。
- 4. 透明性の高いガバナンス態勢**  
保険・金融事業等の社会的責任と公共的使命を認識し、透明性の高いガバナンス態勢の構築とリスク管理、コンプライアンスの実効性確保を事業展開の大前提とします。
- 5. 社会的責任の遂行**  
環境・健康・医療等の社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。
- 6. 活力ある風土の実現**  
グループ内の組織活性化を積極的に図り、自由闊達・オープンで活力溢れるグループを実現し、社員とともに成長します。

### NKSJグループの基本戦略

NKSJグループは、収益ドライバーである国内損害保険事業の収益力をより一層向上させ、経営資源を国内生命保険事業や海外保険事業などの成長分野へシフトさせることにより、バランスの良い事業ポートフォリオ

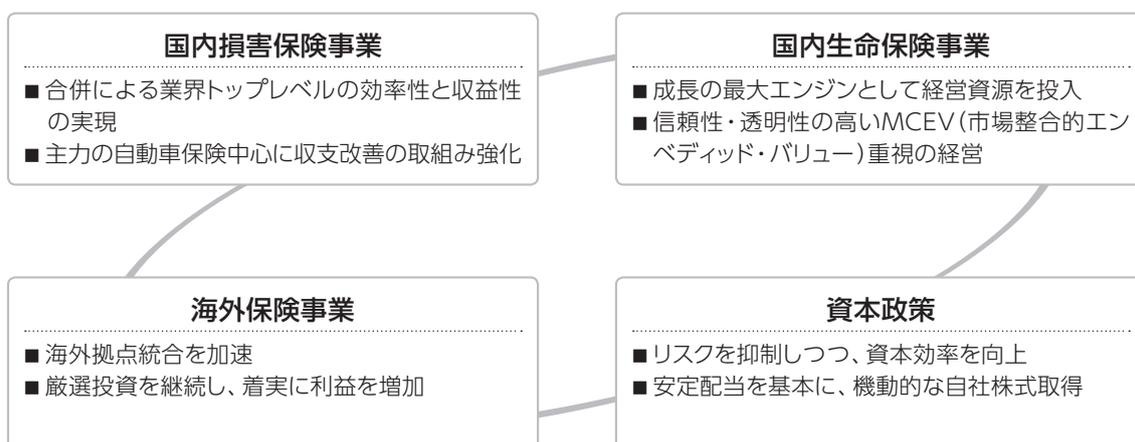
を構築します。さらに、複数の成長ドライバーにより拡大した収益を活用することにより、さらなる成長事業への投資を行い、NKSJグループを持続的成長サイクルに乗せていきます。



## 2012～2015年度の経営計画の要旨

- ・損保ジャパン、日本興亜損保の合併効果を最大限発揮し、グループとして持続的成長サイクルに乗せていきます。
- ・最適な事業ポートフォリオを構築し、純資産ベースでの企業価値向上を図ります。

### 戦略のポイント



## 中期経営計画の進捗状況

2012年度は、国内損害保険事業が依然として水面下ながら急回復したほか、国内生命保険事業の好調な利益貢献が継続したことにより、修正連結利益は1,116億円となりました。

	2011年度 (実績)	2012年度 (実績)	2013年度 (予想)	2015年度* (計画)
修正連結利益				
国内損害保険事業	△713億円	△89億円	129億円	700～800億円
国内生命保険事業	1,000億円	1,078億円	950億円	1,000～1,100億円
海外保険事業	△197億円	118億円	43億円	140～200億円
金融サービス事業等	△76億円	7億円	11億円	20～30億円
グループ合計	12億円	1,116億円	1,135億円	1,800～2,100億円
修正連結ROE	0.1%	5.4%	4.9%	7%以上

\* 2012年11月公表の中期経営計画値。

## 修正利益計算上の集計対象

国内損害保険事業	損保ジャパン、日本興亜損保(2015年度は損保ジャパン日本興亜)、そんぼ24、セゾン自動車火災の単体の合算
国内生命保険事業	NKSJひまわり生命
海外保険事業	海外保険子会社
金融サービス事業等	損保ジャパンDIY生命、金融サービス事業、ヘルスケア事業など

\* そんぼ24、セゾン自動車火災については、2012年11月の経営計画見直し時に金融サービス事業等から国内損害保険事業へ区分を変更しています。

## 修正利益の計算方法

### 【国内損害保険事業】

当期純利益 + 異常危険準備金繰入額(税引後) + 価格変動準備金繰入額(税引後) - 有価証券の売却損益・評価損(税引後) - 特殊要因

### 【国内生命保険事業】

当期エンベディッド・バリュー(EV)増加額 - 増資等資本取引 - 金利等変動影響額

### 【海外保険事業・金融サービス事業等】

財務会計上の当期純利益

$$\text{修正連結ROE} = \frac{\text{修正連結利益}}{\text{連結純資産(除く生保子会社純資産) + 異常危険準備金(税引後) + 価格変動準備金(税引後) + 生保子会社EV}}$$

(注)分母は期首・期末の平均残高

## 修正利益 2012年度実績値

### 【国内損害保険事業】

当期純利益	558億円
+)異常危険準備金繰入額(税引後)	△241億円
+)価格変動準備金繰入額(税引後)	50億円
-)有価証券の売却損益・評価損(税引後)	673億円
-)特殊要因	△217億円
合計	△89億円

(注)「税引後」は、各項目の金額から実効税率分を差し引いたもの

### 【国内生命保険事業】

当期EV増加額	594億円
-)増資等資本取引	-
-)金利等変動影響額	△484億円
合計	1,078億円

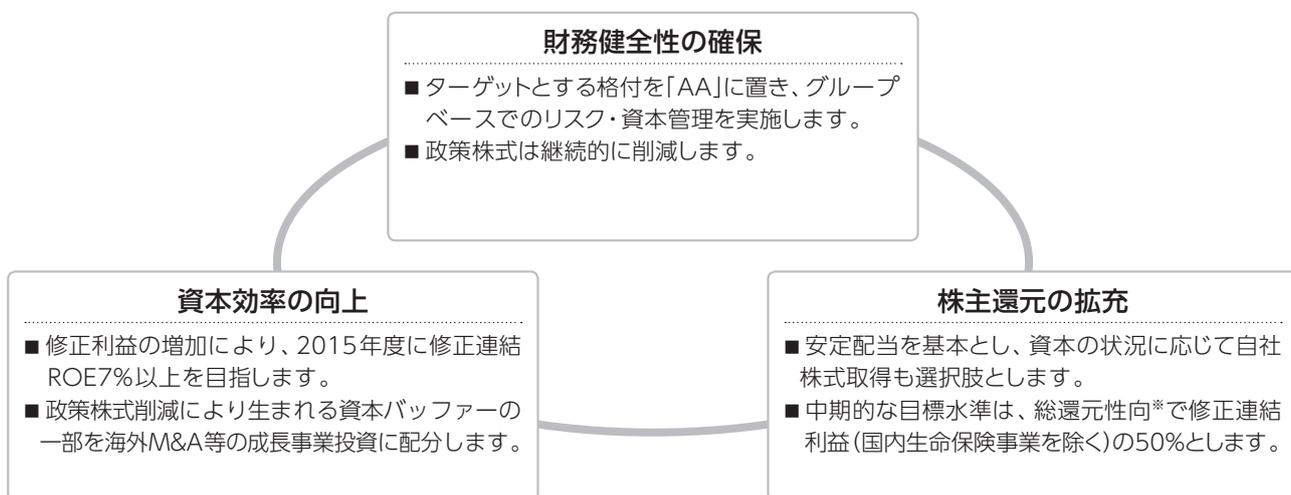
### 【修正連結ROE】

$$\frac{\text{修正連結利益 1,116億円}}{\text{連結純資産(除く生保子会社純資産) 10,495億円 + 異常危険準備金(税引後) 3,710億円 + 価格変動準備金(税引後) 193億円 + 生保子会社EV 6,450億円}} = 5.4\%$$

(注)「税引後」は、各準備金残高から実効税率分を差し引いたもの/分母は期首・期末の平均残高

## NKSJグループの資本政策

NKSJグループでは、「財務健全性の確保」、「資本効率の向上」、「株主還元の拡充」という3つの要素のバランスをとりながら、企業価値の拡大を目指していくことを資本政策の基本方針としています。



\* 総還元性向 = (配当総額 + 自社株式取得総額) ÷ 修正連結利益(国内生命保険事業を除く)

## 2014年9月1日「損保ジャパン日本興亜」誕生

損保ジャパンと日本興亜損保は、2014年9月1日に合併し、損保ジャパン日本興亜となります。

また、この合併に先立ち、2013年4月1日から両社では役職員の相互兼務等による一体化運営（「実質合併」体制）をスタートさせました。これにより、意思決定のスピードを高めるとともに、早期に合併同等のシナジーを発揮し、スムーズに合併新会社に移行すべく取り組んでいきます。

※合併は関係当局の認可等を前提としています。

### 合併までのスケジュール

2012年	2013年	2014年
3月 「合併基本合意書」を締結 新会社名を「損害保険ジャパン 日本興亜株式会社」に決定	3月 合併日を2014年9月1日に 決定	9月 合併新会社スタート
11月 NKSJグループ経営計画の 見直しを発表	4月 合併前の一体化運営 （「実質合併」体制） スタート	

### 損保ジャパン日本興亜の目指す企業像・ビジョン

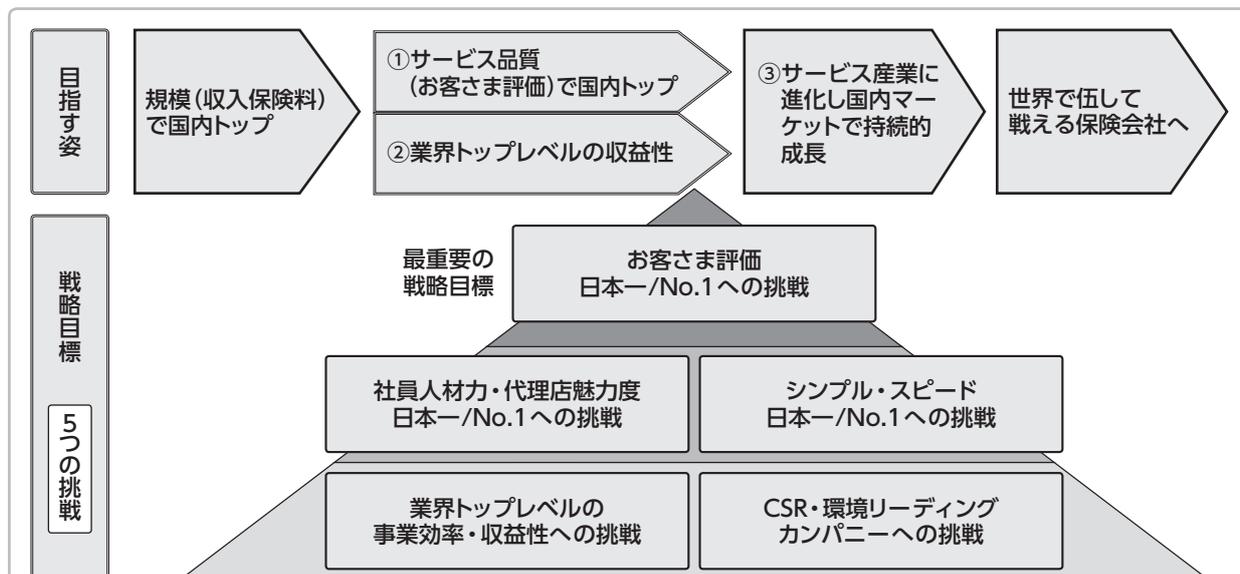
損保ジャパン日本興亜は、「世界で伍していく会社」を目指します。

世界で伍していくには、まずは業績や先進性において国内のリーディングカンパニーになる必要があり、これを具体化すると、次のとおりです。

- ① 規模だけでなく、サービス品質でも業界をリードする会社
- ② 業界トップレベルの事業効率と収益性を安定的に維持する会社
- ③ 損害保険事業を核として、代理店とともに信頼を得た国内約2,000万人のお客さまに対し、安心・安全を支援する先進的なサービスを提供し、真のサービス産業に進化していく会社

### 損保ジャパン日本興亜の戦略目標

損保ジャパン日本興亜の目指す企業像・ビジョンを早期に実現すべく、強固なコーポレート・ガバナンス体制のもと両社の経営資源をベスト・ミックスし、以下に掲げる『5つの挑戦』に、スピードを重視してチャレンジしていきます。



※「日本一/No.1への挑戦」とは、まずは「国内におけるリーディングカンパニー＝日本一」となり、そのうえで「世界で伍して戦える会社」として、グローバルにそれぞれの地域で「No.1」を目指す、という戦略目標を表したものです。

## 代表的な経営指標

### 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

区 分	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	13,251 ( 0.0%)	13,862 ( 4.6%)	14,294 ( 3.1%)	14,479 ( 1.3%)	17,204 ( 18.8%)
正味損害率	60.6%	60.0%	59.7%	63.4%	59.2%
正味事業費率	41.5%	43.4%	49.5%	65.3%	62.0%
保険引受利益	△207	△861	△2,369	△6,114	△6,561
経常利益	△483	△768	△2,307	△6,044	△6,727
当期純利益	△1,785	△797	△2,325	△6,279	△6,849
保険金等の支払能力の 充実の状況を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)	818.9%	1,945.3%	1,677.2%	713.2%	1,193.6%
総資産額	24,460	34,342	33,049	28,598	38,371
純資産額	3,279	12,831	10,439	4,228	10,824
その他有価証券評価差額金	△50	299	231	299	745
リスク管理債権	—	—	—	—	—

(注) 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。割合(%)は、小数第2位を四捨五入して第1位まで表示しています。

## フロー面

### ①正味収入保険料

損害保険会社の売上規模を示す指標の1つであり、元受正味保険料から再保険に要した保険料と積立型保険の満期返戻金の原資となる積立保険料を加減したものです。

当社の2012年度正味収入保険料は、前年度に対して18.8%増加し、17,204百万円となりました。

### ③正味事業費率

保険会社の経営効率を示す指標の1つであり、正味収入保険料に対する事業費の割合をいいます。

なお、事業費は、諸手数料及び集金費(元受保険に係る代理店手数料や集金費等と再保険契約に係る再保険手数料からなります)および保険引受に係る営業費及び一般管理費の合計です。

当社の2012年度正味事業費率は62.0%と対前年度比で3.3ポイント低下しました。

### ②正味損害率

保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられる指標の1つであり、通常は支払った保険金(正味支払保険金)に損害調査費(保険会社の損害調査関係の業務に要した経費)を加えて保険料(正味収入保険料)で除した割合を指しています。

当社の2012年度正味損害率は59.2%と対前年度比4.2ポイント低下しました。

### ④保険引受利益

保険会社の本来業務である保険の引受による利益を表す指標です。保険引受収益から保険引受費用、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除しその他収支を加減して求めます。当社の2012年度保険引受利益は、対前年比447百万円悪化し、△6,561百万円となりました。

## ⑤ 経常利益

保険会社の本来の事業活動である保険引受や資産運用などによる利益をいい、保険引受利益から資産運用収益・費用、その他経常損益、営業費及び一般管理費を加減して求めます。当社の2012年度経常利益は対前年比682百万円悪化し、△6,727百万円となりました。

## ⑥ 当期純利益

保険会社の最終的な利益をいい、経常利益から特別損益を加減し、法人税、住民税ならびに法人税等調整額(税効果会計による調整)を加減して算出します。

2012年度の当期純利益は、対前年比569百万円悪化し、△6,849百万円となりました。

# ストック面

## ⑦ 総資産額

総資産とは企業が保有する現金、有価証券、貸付金、不動産等の総額をいい、貸借対照表の資産の部の合計を示します。

2012年度末における当社の総資産は38,371百万円となっており、資産運用収益の源泉となる運用資産が総資産の84.1%を、うち、有価証券が75.7%を占めています。

## ⑧ 純資産額

純資産とは、貸借対照表上での株主資本にあたるもので、資本金、資本準備金、利益準備金などで構成されています。損害保険会社は、保険金支払い能力を維持するために、十分な純資産を保持しておく必要があります。

2012年度末における当社の純資産額は10,824百万円となっており、総資産に占める純資産の割合は28.2%となっています。

## ⑨ その他有価証券評価差額金

当社は、2000年度(平成12年度)から金融商品にかかる会計基準を適用し、保有する有価証券を「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」の4つに分類し、その大部分を占める時価のある「その他有価証券」について時価法を適用しています。

「その他有価証券評価差額金」とは、この「その他有価証券」の時価と取得原価(含む償却原価)との差額から税効果相当額を控除した金額をいい、「純資産の部」に計上されています。2012年度末における当社のその他有価証券評価差額金は745百万円となっています。

## ⑩ リスク管理債権(不良債権の状況)

当社は保有する資産について、回収についての危険性や価値が毀損する危険性を検討して、資産を分類(自己査定)し、その結果にしたがって、償却・貸倒引当金の計上などを実施し、資産の健全性を確保しています。

貸付金については、回収に懸念のある貸付先について、リスク管理債権としてその危険度に応じて「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に区分して管理しています。

2012年度末時点においてリスク管理債権はありません。(詳しくは92ページをご参照ください。)

## ⑪ ソルベンシー・マージン比率

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

2012年度末における当社のソルベンシー・マージン比率は1,193.6%と十分な支払余力を有しています。(詳しくは94ページをご参照ください。)

わたしたちは、お客様にとって、  
独創的で革新的な商品や、  
必要なときに必要な形で最適なサポートを、  
お客様とわたしたちが“直接”接することでご提供し、  
お客様一人ひとりに納得感を持って選んでいただける、  
オンリーワンの保険会社をめざします。

そのために、  
わたしたちは、お客様から次のように言っていただける、  
公正・誠実を尽くす人財集団になることをめざします。

自分のことを  
一番よく分かっている保険会社  
自分のための最適商品を選ぶために  
必要十分な相談に乗ってくれる保険会社  
自分のための最適な事故対応サービス  
を提供してくれる保険会社

## トピックス

---

### 1. 「おとなの自動車保険」の商品内容の充実

自動車による事故への関心が高まる中、お客さまからもご要望を頂戴していた「自転車に関する傷害補償」「車両保険免責金額の拡大」などを6月1日始期契約より新設しました。今後も時代のニーズに合わせて新商品・新サービスをご提供していきます。

#### ※【自転車特約】

記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者または配偶者の同居の親族、記名被保険者または配偶者の別居の未婚の子を被保険者として、自転車に起因する被保険者のお怪我に対して、『死亡・後遺障害保険金』『入院一時金』『入院保険金』の傷害保険金を支払います。保険料は、2,000円程度です。

- 『死亡・後遺障害保険金』: 死亡500万円  
後遺障害は等級別保険金支払割合を500万円に乗じた金額
- 『入院一時金』: 5日以上入院で10万円
- 『入院保険金』: 入院1日につき5,000円

#### ※【車両免責】

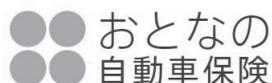
【従来】0万円、5万円、10万円および0万円－10万円の4パターンでしたが、2013年6月1日の改定により自己負担額設定について、新たに「5万円－10万円」、「15万円」および「20万円」が追加となり、選択範囲を拡大しました。

### 2. マイページのログイン手段として「Yahoo! JAPAN ID」との連携を開始

2012年10月より、生・損保業界初となる「Yahoo! JAPAN ID」との連携を開始しました。当社が運営するマイページのログイン手段として「Yahoo! JAPAN ID」が利用でき、自動車保険の新規見積りをはじめ、契約の各種手続きなど、マイページによるお客様の利便性が高まりました。

### 3. 「おとなの自動車保険」の保有契約件数が10万件突破

「おとなの自動車保険」の保有契約件数が、2013年1月末時点で10万件を突破しました。2011年1月の発売開始以来、40代・50代のお客様を中心に多くのご支持をいただき、着実に契約件数が増加し、おかげさまで発売開始から約2年間で10万件を突破しました。





## **I . 会社の概要及び組織**

## 沿革

1982年	9月	オールステート自動車・火災保険株式会社(当社の前身)設立
	10月	損害保険事業免許取得
1983年	4月	営業開始
1984年	10月	(旧)西武流通グループ4社が資本参加し、業界初の日米合弁会社に
1997年	11月	株主の変更、米国オールステート保険会社との合弁関係を再構築 (株)クレディセゾンおよびその関連会社(株)セゾンファンデックスが出資
1998年	4月	「セゾン自動車火災保険株式会社」に社名変更
	12月	国内損保初のリスク細分型自動車保険『セゾン自動車総合保険』を発売
2002年	5月	(株)クレディセゾン・安田火災海上保険(現(株)損害保険ジャパン)と包括業務提携
	12月	(株)損害保険ジャパン商品の募集代理を開始
2003年	3月	新セゾン自動車総合保険を発売
	4月	(株)損害保険ジャパンが2万株(27.7%)を取得し、筆頭株主に
	10月	セゾンカード会員向け専用保険『Super Value Plus』を発売
2005年	4月	AIGエジソン生命保険(現ジブラルタ生命保険(株))の生命保険商品に係る募集代理を開始
2008年	10月	組立式火災保険『じぶんでえらべる火災保険』を発売
2009年	4月	「シンプル」「わかりやすい」をコンセプトに自動車保険を改定
	7月	(株)損害保険ジャパンが過半数の株式を取得し、当社は同社の連結子会社に
2010年	3月	(株)損害保険ジャパンを引受先とする第三者割当増資(100億円)を実施
2011年	3月	通信販売専用の自動車保険『おとなの自動車保険』を発売
2012年	7月	佐賀県佐賀市にコールセンター「佐賀サポートセンター」を開設

## 事業の内容

1. 自動車、自動車損害賠償責任、火災、傷害、賠償責任、海上、運送、航空、盗難、原子力、動産総合の各保険事業
2. 前項の各保険の再保険事業
3. 資産運用業務
4. 他の保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行
5. 政府の委託による自動車損害賠償保障事業に係る業務

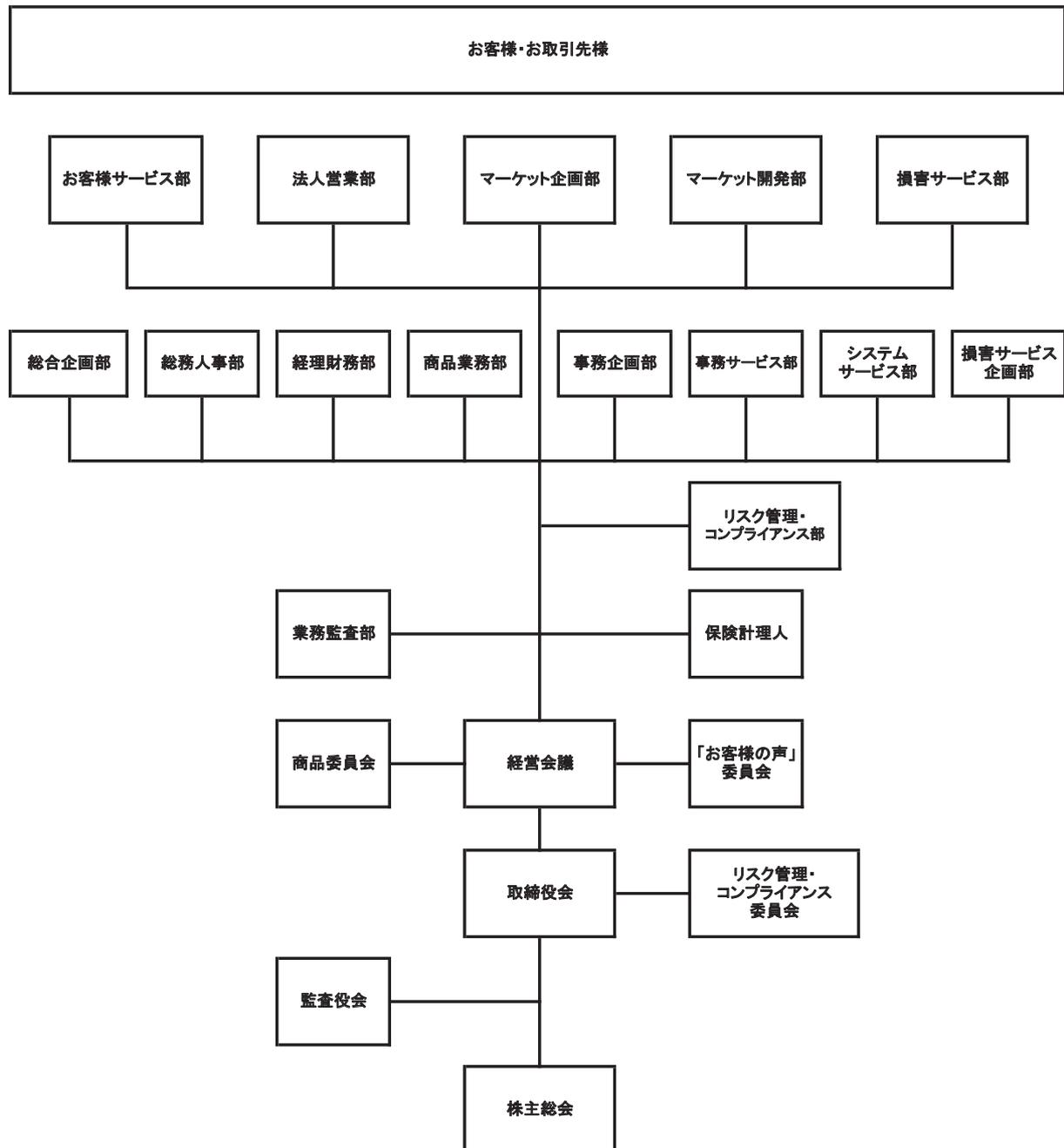
## 関連会社

該当ありません。

## 組織の状況

### 組織図(2013年4月1日現在)

本社業務部門(12部)、事故対応を行う損害サービス部門、営業部門(2部)で構成されています。



## 株式・株主の状況

### 1. 発行株式の概況

当社の発行する株式は、全て普通株式で、2013年7月1日現在、授権株式数は1,000,000株、発行済株式数は599,370株、資本金は151億1千万円です。

### 2. 基本事項

決算期日 毎年3月31日  
 定時株主総会 毎年4月1日から4ヶ月以内に開催  
 公告掲載紙 日本経済新聞  
 なお、決算公告に代えて、貸借対照表及び損益計算書を当社ホームページ  
 (<http://www.ins-saison.co.jp/>)に掲載しています。

### 3. 株主分布状況

#### (1) 所有者別状況

区 分	株 主 数	所 有 株 式 数	発行済株式総数に 対する割合
	人	千株	%
政府及び地方公共団体	-	-	-
金融機関	1	585	97.7
証券会社	-	-	-
その他国内法人等	1	14	2.3
外国法人等	-	-	-
(うち個人)	(-)	(-)	(-)
個人・その他	-	-	-
合 計	2	599	100.0

#### (2) 地域別状況

区 分	株主数	株主総数に対する 割合	株式数	発行済株式総数 に対する割合
	人	%	千株	%
北海道	-	-	-	-
東北	-	-	-	-
関東	2	100.0	599	100.0
中部	-	-	-	-
近畿	-	-	-	-
中国	-	-	-	-
四国	-	-	-	-
九州	-	-	-	-
外 国	-	-	-	-
合 計	2	100.0	599	100.0

#### (3) 所有者別状況

区 分	10万株以上	5万株以上 10万株未満	1万株以上 5万株未満	5千株以上 1万株未満	1千株以上 5千株未満	合計
株 主 数	1	-	1	-	-	2人
株主総数に 対する割合	50.0	-	50.0	-	-	100.0%
所有株式数	585	-	14	-	-	599千株
発行済株式総数 に対する割合	97.7	-	2.3	-	-	100.0%

## 4. 大株主の状況

(2013年7月1日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	千株 585	% 97.7
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋 三丁目1番1号	14	2.3
合 計		599	100.0

## 5. 会社設立以降の資本金の推移

年 月 日	増減資額	増減資後資本金	摘要
1982年 9月22日	- 百万円	5,000 百万円	設 立
1984年10月 1日	5,000 百万円	10,000 百万円	有償第三者割当
1998年10月30日	△7,500 百万円	2,500 百万円	資 本 減 少
1998年12月 5日	1,110 百万円	3,610 百万円	有償第三者割当
2010年 3月19日	5,000 百万円	8,610 百万円	有償第三者割当
2012年11月15日	6,500 百万円	15,110 百万円	有償第三者割当

## 6. 最近の新株式発行状況

種 類	発行年月日	発行株式数	摘要
普 通 株 式	2010年 3月 19日	109 千株	有償第三者割当
普 通 株 式	2012年 11月 15日	418 千株	有償第三者割当

## 7. 株主総会議案等

(1) 臨時株主総会が、2012年9月27日(木)東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60ビル40階会議室にて開催されました。決議事項は以下のとおりです。

**決 議 事 項****第1号議案****定款一部変更の件**

本件は原案のとおり承認可決されました。

**第2号議案****第三者割当による募集株式の発行について募集事項の決定を取締役に委任する件**

本件は原案のとおり承認可決されました。

**第3号議案****取締役1名選任の件**

本件は原案のとおり承認可決され、取締役に淀 圭二郎氏が選任され、就任いたしました。

(2)臨時株主総会が、2013年3月27日(木)東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60ビル40階会議室にて開催されました。決議事項は以下のとおりです。

**決議事項**

**第1号議案**

**取締役2名選任の件**

本件は原案のとおり承認可決され、取締役に福澤 秀浩、味木 俊衛の両氏が選任され、就任いたしました。

なお、味木 俊衛氏は社外取締役であります。

**第2号議案**

**退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件**

本件は原案のとおり承認可決され、退任取締役 望月 純氏に対し、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は取締役会の協議に一任することに決定いたしました。

(3)第31回定時株主総会が、2013年6月27日(木)東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60ビル40階会議室にて開催されました。報告事項ならびに決議事項は以下のとおりです。

**報告事項**

**第31期[2012年度(2012年4月1日から2013年3月31日まで)]事業報告及び計算書類報告の件**

上記事業報告、計算書類の内容を報告いたしました。

**決議事項**

**第1号議案**

**取締役8名選任の件**

本件は原案のとおり承認可決され、取締役に、福澤 秀浩、田中 尉元、淀 圭二郎、岩瀬 健、渡邊 美彦、前川 輝之、山下 昌宏、味木 俊衛の8氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、前川 輝之、山下 昌宏および味木 俊衛の3氏は、社外取締役であります。

**第2号議案**

**監査役1名選任の件**

本件は原案のとおり承認可決され、監査役に小林 正一氏が選任され、就任いたしました。

なお、小林 正一氏は、社外監査役であります。

**第3号議案**

**定款一部変更の件**

本件は原案のとおり承認可決されました。

## 役員 の 状 況

(2013年7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況
代表取締役社長	ふくざわ ひでのり 福澤 秀浩 1954年6月21日生	1977年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 2000年 7月 同社 大分支店長 2004年 1月 株式会社損害保険ジャパン 京葉支店長 2004年 4月 同社 千葉支店長 2006年 9月 同社 人事部長 2007年 4月 同社 執行役員人事部長 2008年 4月 同社 常務執行役員中国本部長 2009年 4月 同社 常務執行役員中国本部長(兼)四国本部長 2010年 4月 同社 常務執行役員九州本部長 2011年 4月 同社 専務執行役員九州本部長 2013年 4月 当社 代表取締役社長
取締役執行役員  リスク管理・ コンプライアンス部 業務監査部	たなか やすもと 田中 尉元 1956年2月1日生	1978年 4月 AFIA 日本支社入社 1983年 1月 オールステート保険会社日本支社入社 1997年 1月 当社 総務部長 1998年 4月 当社 総務人事グループ部長 1999年 6月 当社 取締役 2000年 6月 当社 取締役執行役員
代表取締役執行役員  総合企画部 総合企画部営業企画室 マーケット企画部  〔商品業務部長〕	よど けいじろう 淀 圭二郎 1960年9月23日生	1983年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 1998年 4月 同社 名古屋企業営業第一部第二課長 2000年 12月 同社 自動車業務開発部 担当課長 2002年 7月 株式会社損害保険ジャパン 自動車業務部リーダー 2007年 4月 同社 医療・福祉開発部長 2010年 4月 同社 宮崎支店長 2012年 10月 当社 取締役執行役員 2013年 6月 当社 代表取締役執行役員
取締役執行役員  システムサービス部 マーケット開発部	いわ せ たいけん 岩瀬 健 1963年10月15日生	1986年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 2002年 7月 株式会社損害保険ジャパン 東京公務開発部東京公務課長 2007年 4月 同社 本店営業第四部第二課長 2011年 4月 当社 取締役執行役員
取締役執行役員  〔法人営業部長〕	わた なべ よしひこ 渡邊 美彦 1961年10月28日生	1984年 4月 株式会社西武クレジット入社 (現 株式会社クレディセゾン) 2001年 2月 株式会社クレディセゾン 西東京支店長 2003年 3月 同社 中四国支店長 2007年 7月 株式会社アトリウム 業務管理部長 2011年 3月 当社 執行役員カード事業営業部長 2011年 4月 当社 取締役執行役員

取締役	まえ かわ てる ゆき 前川 輝之 1942年1月24日生	1964年 3月 株式会社緑屋入社(現 株式会社クレディセゾン) 1983年 9月 同社 営業企画部長 1989年 10月 同社 営業一部長(兼)東京営業所長 1991年 6月 同社 取締役 1998年 4月 同社 常務取締役 2001年 2月 同社 専務取締役 2002年 6月 同社 代表取締役専務 2002年 6月 当社 取締役 2005年 4月 株式会社クレディセゾン 代表取締役副社長(現職)
取締役	やま した まさ ひろ 山下 昌宏 1958年3月5日生	1981年 4月 株式会社西武クレジット入社 (現 株式会社クレディセゾン) 1997年 10月 株式会社クレディセゾン 東海営業所長 1999年 2月 同社 北関東支店長 2002年 2月 同社 営業企画部長 2003年 9月 同社 カード部長 2005年 3月 同社 営業計画部長 2009年 4月 同社 ノリユーション三部長 2010年 6月 同社 取締役 2011年 3月 同社 取締役カード事業部長 2011年 4月 当社 取締役 2012年 3月 株式会社クレディセゾン 常務取締役(現職)
取締役	あま き とし え 味木 俊衛 1961年8月25日生	1984年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 2000年 7月 同社 財務企画部 担当課長 2002年 7月 株式会社損害保険ジャパン グローバル運用部 リーダー 2004年 4月 同社 グローバル運用部 リーダー (兼)住宅金融公庫部(特約保険部)リーダー 2006年 4月 同社 財務企画部リーダー 2008年 4月 同社 財務サービス部長 2010年 6月 同社 財務企画部長 2013年 4月 NKSJ ホールディングス株式会社 経営管理部長(現職) 2013年 4月 当社 取締役
常勤監査役	みや ぎき こう じ 宮崎 光二 1952年12月15日生	1975年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 2001年 6月 同社 愛知支店長 2004年 4月 株式会社損害保険ジャパン 理事 名古屋支店長 2006年 4月 同社 理事 販売企画部長 2008年 4月 株式会社ジャパン保険サービスへ出向 管理本部長 2008年 6月 同社 取締役 管理本部長 2009年 4月 同社 取締役 営業本部長 2009年 6月 同社 常務取締役 営業本部長 2010年 6月 同社 専務取締役 営業本部長 2011年 11月 同社 取締役専務執行役員 2012年 6月 当社 常勤監査役

<p><b>監査役</b></p>	<p>たに かわ たかし 谷川 隆 1952年9月16日生</p>	<p>1977年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 1992年 4月 同社 業務統括部 特命課長 1993年 4月 同社 埼玉支店浦和支社 特命課長 1994年 10月 同社 秋田支店横手支社長 1999年 7月 同社 事務企画部 担当課長 2002年 7月 株式会社損害保険ジャパン 検査部リーダー 2004年 4月 同社 業務監査部 担当部長 2006年 7月 同社 業務監査部企画室担当部長兼リーダー(室長) 2006年 9月 同社 業務監査部本社監査室担当部長兼リーダー(室長) 2009年 4月 同社 監査役室長 2012年 6月 当社 監査役 2012年 7月 株式会社損害保険ジャパン グループ事業企画部 担当部長(兼) グループ事業企画部 長席付 担当部長 日本興亜損害保険株式会社 2013年 4月 同社 グループ会社管理部 主査(現職)</p>
<p><b>監査役</b></p>	<p>こ ぼやし しょう いち 小林 正一 1954年11月8日生</p>	<p>1979年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 1995年 4月 同社 財務企画部事務課 課長 1997年 4月 同社 財務管理部 特命課長 2000年 4月 同社 総務部総務第一課 課長 2002年 12月 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社へ出向 2005年 7月 株式会社損害保険ジャパン 事務企画部リーダー 2006年 4月 同社 事務企画部 担当部長(兼)業務監査部調査室 担当部長(兼)コンプライアンス部 担当部長 (兼)住宅金融公庫部 担当部長 2007年 4月 同社 会計統括部 担当部長 (兼)コンプライアンス部調査室 担当部長 (兼)コンプライアンス部 担当部長 (兼)特約火災保険部 担当部長 2009年 4月 同社 会計統括部 部長 2011年 6月 株式会社ジャパン保険サービス 常勤監査役 2013年 4月 株式会社損害保険ジャパン 内部監査部内部監査人 2013年 6月 当社 監査役 2013年 7月 株式会社損害保険ジャパン グループ会社管理部 担当部長(現職)</p>
<p><b>執行役員</b> 〔総務人事部長〕</p>	<p>う さみ さとし 宇佐美 哲 1964年3月8日生</p>	<p>1987年 4月 当社 入社 2003年 7月 当社 総務人事部長 2006年 7月 当社 事務システムサービス部長 2007年 4月 当社 執行役員</p>
<p><b>執行役員</b> 〔お客様サービス部長〕</p>	<p>あき やま たつ や 秋山 達也 1964年5月17日生</p>	<p>1988年 4月 当社 入社 2007年 7月 当社 リスク管理・コンプライアンス部長 2009年 4月 当社 執行役員</p>

<p><b>執行役員</b> 〔経理財務部長・ 事務企画部長・ 事務サービス部長〕</p>	<p>なか ざわ かず ゆき 中澤 和之 1960年4月14日生</p>	<p>1983年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 1999年 7月 同社 北米部課長 2004年 6月 株式会社損害保険ジャパン 経理部 課長 2005年 4月 同社 グループ事業企画部 課長 2009年 4月 同社 グループ事業企画部 担当部長 2009年 10月 当社 執行役員</p>
<p><b>執行役員</b> 〔損害サービス企画部長〕</p>	<p>いち かわ とし はる 市川 俊春 1960年1月13日生</p>	<p>1982年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 1998年 4月 同社 栃木支店 宇都宮SC課 課長 2003年 7月 株式会社損害保険ジャパン 東京SC第1部 部長席 (兼)第2部 リーダー 2006年 4月 同社 本店SC部第1SC課(兼)1G 課長 2007年 4月 同社 本店自動車SC部第1SC課(兼)1G 担当部長 2009年 4月 同社 兵庫SC部阪神SC課 担当部長 2013年 4月 当社 執行役員</p>
<p><b>執行役員</b> 〔損害サービス部長〕</p>	<p>かい めま くに ひる 貝 沼 邦 博 1964年1月10日生</p>	<p>1988年 4月 当社 入社 2006年 7月 当社 損害サービス部長 2013年 4月 当社 執行役員</p>

(注)取締役のうち前川 輝之、山下 昌宏、味木 俊衛の3氏は、会社法第2条15号に定める社外取締役です。  
監査役のうち宮崎 光二、谷川 隆、小林 正一の3氏は、会社法第2条16号に定める社外監査役です。

## 従業員の状況

### 1. 従業員の状況

(平成25年3月31日現在)

従業員数	527人
平均年齢	40.8歳
平均勤続年数	9.7年
平均年間給与	6,405,735円

- (注)1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。  
 2. 従業員数、平均年齢、平均年間給与については、社外からの出向者を含み、社外への出向者を除いて算出しています。  
 3. 平均勤続年数については、社外からの出向者および社外への出向者のいずれも除いて算出しています。  
 4. 平均年齢、平均勤続年数および平均年間給与は、営業社員を含んでおりません。

### 2. 採用方針

物事の価値観や顧客ニーズが多様化する今日、社会・経済の情勢や動向を敏感に察知し、的確に物事を判断することができる方、本音でコミュニケーションがとれる誠意のある方、明るく元気があって周囲に好影響を与えられる方、向上心を持ち自分を律することができる方、相手の喜びを自分の喜びにできる方が、当社が求める“人財”像です。

採用にあたっては、応募の機会を均等に提供し、公平かつ公正な選考を実施しております。

### 3. 教育支援制度

当社が掲げる「ブランドメッセージ」を実現・実践していくためには、「人財」の採用・育成が不可欠です。

人的基盤の構築に向け、新規学卒者の選考・採用から、内定者研修、入社時初期育成研修、その後の階層別・キャリア別能力開発支援体系をベースにして、全社員の能力・スキル開発の向上とキャリアアップに向けた自己啓発を支援しています。

その結果として、高い職業倫理を有し、常にお客さま視点に立った行動を自ら実践できる社員、また真の「生涯顧客」の創造に貢献できる「人財」の創出を目指しています。

### 4. 福利厚生

福利厚生面では、関連各社等で構成されているパレット共済会、パレット健康保険組合に加盟するとともに、2011年4月1日にゼン自動車火災保険共済会を設立し、充実した各種制度・施設等の利用が可能となっております。

- 制度：各種社会保険、年金退職金制度、共済給付金(冠婚葬祭等)、団体保険・共済、生活貸付金融資、財形貯蓄、人間ドック受診料補助制度、労働災害補償制度、育児休業制度、介護休業制度、リフレッシュ休暇制度、アニバーサリー休暇、介護休暇制度、社宅・独身寮制度  
 契約施設：旅館・ホテル・ゴルフ場・スポーツクラブ・テーマパーク、美術館等のレジャー・文化関連施設および冠婚葬祭関連等の施設の優待

## CSRの取り組み

### 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に沿った取り組み

2011年12月2日、当社は、NKSJグループ各社とともに、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」の趣旨に賛同し、署名を行い、本原則に沿った取り組みを実践しています。

#### 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取り組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取り組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取り組みの情報開示に努める。
7. 上記の取り組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

### 主な取り組み

#### 1. 環境に配慮した商品戦略の推進

自動車保険商品において、当社所定の条件に該当する自動車を対象に、電気・ハイブリッド車割引(割引額1,200円)を導入し、消費者がCO<sub>2</sub>排出量の少ないエコカーを購入することを促進しています。

2012年度の電気・ハイブリッド車割引適用契約の対象自動車保険契約に占める割合は2.1%でした。

#### 2. 自動車通販事業を通じた環境配慮と安全運転の啓発

##### ・通販専用自動車保険におけるネット完結の推進

お客さまがインターネット等により申込手続を行なった場合、インターネット割引(10,000円)を適用し、お客さまのインターネット等による申込みを推進しています。このことにより、申し込みに関する紙の使用を削減するとともに、お客さま訪問時の自動車等の使用により発生するCO<sub>2</sub>排出量を一部削減することにつながっています。

2012年度のインターネット割引適用契約の対象自動車保険契約に占める割合は、98.7%でした。

##### ・通販専用自動車保険における保険証券不要割引の導入

お客さまが当社からの保険証券の送付を不要と判断した場合の保険料割引(600円割引)を導入し、紙の使用を削減しています。

2012年度の証券不要割引適用契約の対象自動車保険契約に占める割合は、40.5%でした。

##### ・オフィシャルホームページにおける自動車保険コンテンツの充実

オフィシャルホームページを見たお客さまが安心して保険にご加入いただけるよう、事故事例や保険金のお支払までの過程を掲載するなど、お客さまに自動車保険に関するさまざまな知識・情報を提供し、お客さまが自動車保険を理解することにより、安全運転に対する啓蒙を行なっています。

## Ⅱ．業務のご案内

## 保険募集

---

### 1. 契約締結の仕組み(当社の通販型自動車保険にご加入いただく場合)

#### (1) 保険契約の仕組み

当社では、新聞・テレビ等のマスメディア、インターネット及び損害保険代理店等を通じて、お客さまに当社自動車保険を広くご案内しています。保険契約のお申込みは、当社Webサイトへのアクセス、又はお客様サポートセンターへのお電話により受け付けています。

ご契約のお申込みは、所定の事項を当社Webサイト上でご入力いただくか、お電話でご申告いただくことで手続きが完了します。なお、代理店が当社自動車保険の内容やお見積り等をご案内した場合でも、お客さまご自身によるお申込み手続きが必要となります。

当社Webサイト上でお申込みいただく際には、ご契約締結前に重要事項等説明書で商品の内容、告知・通知義務、クーリングオフ制度、個人情報の取扱い等の説明などを必ずご確認ください。Webサイトのしきみを整えています。保険料のお支払方法は、クレジットカード払・払込票払の中からお客さまにお選びいただけます。

当社では、ご契約について、自動車保険証券(証券不要割引が適用されている場合は「おとなの自動車保険ご契約手続き完了のご案内」はがき)を受領された日から8日以内に郵便にてご通知いただければ、ご契約のお申込の撤回又は解除ができる「クーリングオフ制度」の対象としています。

#### (2) 契約内容の確認に関する取組みの概要

当社では、お客さまのニーズを確実にご契約に反映し、正しいご契約内容としていただくために、お客さまとお客様サポートセンターとの間の通話の際の確認手順において、運転者の年齢条件など、重要なご契約内容について十分な確認を行うようにしています。

インターネットを通じたご契約につきましては、契約締結前にご契約内容を確認いただくための画面を契約締結の際にWebサイト上に表示し、お客さまに十分にご確認いただくようにしています。

当社では、上記通販型自動車保険以外の商品につきましては、契約取扱者を通じてご契約を締結する販売も行っています。

代理店制度
-------

## 代理店の役割と業務

代理店は、保険会社との間で締結した代理店委託契約にもとづき、保険会社に代わってお客さまと保険契約を締結し、お支払いいただく保険料を領収することを主な業務としています。

保険会社は、代理店と「代理店委託契約書」を取り交わしたうえで、代理店に次のような業務を委託しています。

- ①保険契約の締結(契約を結ぶこと)
- ②保険契約の変更・解除等の申し出の受付
- ③保険料の領収または返還
- ④保険証券の交付ならびに保険料領収証の発行および交付
- ⑤保険の対象(保険をつけるもの)の調査
- ⑥保険契約の維持・管理(満期管理、満期返れい業務を含む)に関連する事項
- ⑦その他保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務

代理店は、保険会社に代わってこれらの業務を行うほか、万一、ご契約者が事故にあわれた場合、お受け取りになる保険金の請求手続きをスムーズに行うための助言・手続きの説明などのアフターサービスも行っています。

また、お客さまに適切な保険契約のアドバイスを行ったり、防災の相談に応じたりするなど、コンサルタントとしての役割も担っています。

代理店のうち、保険会社とお客さまの保険契約締結に向けた媒介をおこなう媒介代理店は、保険契約の締結(契約を結ぶこと)、保険契約の変更・解除等の申し出の受付、保険料の領収または返還の権限はありません。

媒介代理店は、保険会社との間で締結した代理店委託契約にもとづき、保険会社に代わってお客さまへの保険契約の勧誘、申込手続きの説明、当社Webサイトやお客さまサポートセンターへの誘導等による募集を主な業務としています。

## 代理店制度

### ■規制法規

代理店が遵守しなければならない法律で最も重要なものが「保険業法」です。この法律には、保険契約者の利益を保護し国民生活の安定および国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、保険契約の募集に際しての禁止行為や登録制度に関する事項などが定められています。

代理店は、監督官庁であります金融庁、管轄財務局の行政指導を受けるほか、保険会社の内部監査により、常に適正な保険契約の募集および業務遂行を行うことが求められます。

### ■代理店の登録

代理店は、保険会社と代理店委託契約を締結した後、「保険業法」に基づき財務局に登録することが義務づけられています。この登録が完了して初めて代理店として保険契約の募集を行うことができますことになります。

## 当社の代理店数

当社の代理店数は2013年3月末現在で128店あり、年度別代理店総数の推移は次のとおりです。

年 度	2010年度末	2011年度末	2012年度末
代 理 店 数	169店	75店	128店

---

## 代理店教育等

---

代理店については、損害保険業界共通ルールとして、日本損害保険協会(損保協会)が主催・実施する損害保険一般試験があり、損害保険の基礎やコンプライアンスなどに関する『基礎単位』と「自動車保険」「火災保険」「傷害疾病保険」に関する各単位(『商品単位』3単位)の計4単位により構成されています。

損害保険代理店で保険の募集を行う場合には、この試験の『基礎単位』に合格し、代理店登録または募集人届出を行わなければならない。2013年11月までには、その取り扱いに応じた『商品単位』に合格していなければなりません。当社においても適切に対応・推進しています。

また、代理店に対する教育として、募集に関する法令遵守、保険契約に関する知識、周辺商品に関する知識などについて、研修・個別指導を行っています。

## 取扱商品

## 1. 自動車保険

<b>対人賠償保険</b>	自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険で支払われる金額を超える部分に対して保険金をお支払いします。
<b>人身傷害保険</b>	自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が死傷した場合に、過失割合に係わらず、保険金額(ご契約金額)を限度に実際の損害額(当社基準により算出した金額)に対して保険金をお支払いします。
<b>対物賠償保険</b>	自動車事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。
<b>車両保険</b>	衝突・接触・墜落・転覆・火災・爆発・盗難・台風・洪水などの偶然な事故により、ご契約のお車自体に生じた損害に対して保険金をお支払いします。
<b>自損事故傷害特約</b>	ガードレールや電柱にぶつかる単独事故などにより、ご契約のお車の所有者や運転者、または搭乗者が死傷し、自賠責保険からの支払いが受けられないときに保険金をお支払いします。
<b>無保険車傷害特約</b>	保険を付けていない車や、付けていてもその事故について保険金が支払われない車との事故などで死亡または後遺障害を被り、相手から十分な損害賠償が受けられない場合に保険金をお支払いします。
<b>搭乗者傷害特約</b>	ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故によって死傷した場合に保険金をお支払いします。
<b>セゾン自動車保険 (おとなの自動車保険)</b>	ご契約者および記名被保険者(お車を主に使用される方)が個人の方を対象とした通信販売専用自動車保険です。保険料については、記名被保険者の年齢に応じた保険料体系、3つのリスク区分(①使用地域②使用目的③年間走行距離)、ゴールド免許割引、新車割引、電気・ハイブリッド車割引などを採用したほか、インターネット割引や証券不要割引を用意し、さらにリーズナブルな設定を可能としています。補償面では対人賠償保険および対物賠償保険を基本補償とし、ご希望により車両保険、人身傷害保険、搭乗者傷害特約、自転車傷害特約などの補償をセットすることができます。さらにお客さまのニーズにあわせて、「人身車外補償特約」、「人身家族おもしろ特約」、「ロードアシスタンス特約」、「弁護士費用特約」、「個人賠償責任特約」などをセットできるようにしており、インターネット上で保険料を確認しながら補償を選ぶことができます。
<b>自動車損害賠償 責任保険 (自賠責保険)</b>	自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いする保険で、自動車損害賠償保障法によって加入が義務づけられている強制保険です。

## 2. 火災保険

<b>じぶんでえらべる 火災保険 (組立式火災保険)</b>	基本契約での補償は火災、落雷、破裂・爆発とシンプルな内容とし、それ以外の風・雹(ひょう)・雪災、建物外部からの物体の衝突、水災、盗難等の事故による補償は、ニーズに合わせて建物・家財別に選択してセットする保険です。なお、損害額は再調達価額を基準に算出します。
<b>地震保険</b>	住居に使用される建物および家財を対象とする火災保険にセットして、地震、噴火、津波によって生じた一定基準以上の損害を補償する保険です。

## セゾンカード会員向け商品

クレディセゾン・損保ジャパンとの業務提携に基づき、共同開発によるセゾンカード会員向け商品を販売しております。

<b>Super Value Plus</b>	日常生活に密着した補償を細分化、「もの」、「ひと」、「生活」、「レジャー」の4軸をもととする、16のラインナップから、必要に応じて補償単位・月単位で自由自在に補償を組み合わせることが可能です。 多様化する会員ニーズに、フレキシブルに対応できるよう、商品ラインナップを揃えました。
-------------------------	--

## 新商品の開発・料率の改定状況

年 月	改 定 内 容
2009年 4月	自動車保険の商品改定(主に商品簡素化による特約の整理・統廃合) ゴールド免許割引の割引率拡大 セゾン自動車総合保険に個人賠償責任危険担保特約(示談代行サービス付帯、保険金額は無制限)を新設
2010年 1月	火災保険の商品改定(主に保険法に対応した約款への改定、料率の改定および商品簡素化による商品・特約の整理)
2010年 4月	自動車保険・傷害保険・その他新種保険の商品改定(主に保険法に対応した約款への改定および商品簡素化による商品・特約の整理)
2010年 7月	傷害保険の料率改定
2011年 3月	おとなの自動車保険(セゾン自動車保険)の販売開始 自動車保険の商品改定(保険料の改定、記名被保険者年齢別料率の採用 など)
2012年 3月	自動車保険の商品改定(保険料および追加保険料の分割払の実施、おとなの自動車保険に継続お早め割引・2台目割引を導入 など)
2013年 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ おとなの自動車保険(セゾン自動車保険)の商品改定(ノンフリート等級別料率制度の改定、「自転車傷害特約」の追加、「車両保険自己負担額の金額」・「事故時代車費用特約」・「搭乗者傷害特約」のそれぞれについて選択パターンを追加など)</li> <li>・ 組立式火災保険の商品改定(保険料の改定、保険料後払方式の導入など)</li> </ul>

## お客様相談室のご紹介

当社は、お客さまからのお問合せ窓口として、『お客様相談室』を設置しています。『お客様相談室』では「お客さま満足度の向上」をモットーに、お客さまからの保険に関する様々なご相談や苦情等を承る窓口として、迅速かつ的確にご説明、ご案内をしております。

お電話での受付時間は、平日・土・日・祝日（年末年始を除く）午前9:00～午後5:30となっています。

日ごろから「お客さまの声」を真摯に受け止め、一人ひとりのお客さまのニーズに応えることによって、お客さまとの信頼関係を築き上げていきます。また、お客さまからのお申し出に関しては、ご満足・ご納得いただける解決策の提案を心がけ、頂戴したご意見等は当社の貴重な財産として業務改善につなげていきます。そして、当社は、お客さまに納得感を持って選んでいただけるオンリーワンの保険会社をめざします。

なお、当社ホームページでは、「お客さまからの苦情の受付状況」を四半期ごとに開示しております。

### 2012年度 苦情受付件数の内訳

項目	件数
1. 契約・募集行為	240
2. 契約管理・保全・集金	124
3. 保険金	383
4. その他	26
合計	773

(注) 苦情の定義

当社では、「お客さまから不満足の本音のあつたもの」は全て「苦情」と定義しております。

#### ■お問い合わせは

お客様相談室: 0120-281-389  
03-3980-3572

受付時間 午前9:00～午後5:30(年末年始を除く)

## 損害保険業界関連の紛争解決機関のご案内

### < 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関 >

#### 一般社団法人 日本損害保険協会 「そんぽADRセンター」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽ ADR センター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽ ADR センター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022-808 IP 電話や PHS から 03-4332-5241

(受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

### < 「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関 >

#### 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(http://www.jibai-adr.or.jp)をご参照ください。

#### 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国10か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ(http://www.jctad.or.jp)をご参照ください。

## 保険の仕組み

---

### 保険制度

---

損害保険とは、大数の法則に基づき、同じ危険にさらされている多数の人々が一定の保険料を拠出し、その中の誰かが偶然な一定の事故により損害を受けた場合、保険金を支払うという仕組みで、相互扶助の考え方に基づいています。

損害保険は個人や企業などを種々の危険や災害からお守りし、経済生活の安定を図るという重要な社会的役割を担っています。

### 保険契約の性格

---

損害保険契約とは、保険契約のうち、保険会社が一定の偶然な事故によって生じた損害を補償することを約束し、保険契約者は、この補償を受けるために保険料を支払うことを約束する契約で、保険法第2条に規定されています。

したがって、法律的には保険会社と保険契約者の間の双方の合意によって成立する有償・双務契約であり、また、意思表示に特別の方式が法定されていない不要式な諾成契約であるといえますが、保険実務では、多数の保険契約を迅速かつ確実に処理する必要があることから、「保険契約申込書」を使用し、契約締結の証として保険証券を交付しています。

### 再 保 険

---

再保険とは、保険会社が引き受けた保険取引による保険金支払責任を他の保険会社等に転嫁してリスクを軽減する仕組みで、他にリスクを転嫁することを「出再」といい、また、これとは逆に他の保険会社等からリスクを引き受けることを「受再」といいます。

当社では、大規模商業施設や航空機の保険および台風や地震等の大災害により巨額の保険金支払が発生する可能性のある保険については、再保険を効果的に利用し危険の平準化・分散化を図っています。また、受再保険については、リスクを精査のうえ、会社規模等を勘案し過大な支払責任を負うことのないよう、慎重な引き受けを行っております。

再保険取引にあたっては、資産、信用および営業状態等を考慮し、取引を行うことが適切と認められる相手先を選定しております。

## 約款について

---

### 約款の位置づけ

---

損害保険は、目に見えない無形の商品ですが、「保険会社と契約者双方の権利と義務」を具体的に箇条書きにしたものが保険約款です。保険会社が作成し、保険事業を監督する金融庁の認可を受けるか、届出を行っています。

約款には、同一保険種目の保険契約すべてに共通な契約内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約においてその内容を補完したり、修正したりする「特約」とがあります。

約款は実際上きわめて重要な役割を果たしており、保険会社と保険契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)双方の権利・義務を定めていることから、その内容は双方を拘束するものです。

### 契約時の留意事項

---

保険契約は、お客さまと保険会社との約束ごとですので、契約に際しては、約款、特約の内容について十分な説明を受け、申込書の記載内容を十分にご確認いただいた上でご契約いただくことが大切です。

### 約款に関する情報提供方法

---

ご契約時にご注意頂きたい内容や保険契約の内容等については、約款とは別に各商品別の「パンフレット」、「重要事項等説明書」などに分かりやすく記載しています。

特に「重要事項等説明書」には、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「契約概要」に、またご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」に記載しております。ご契約される前に担当者より説明を受けるとともに、ご一読ください。

## 保険料について

---

### 保険料の收受・返れい(含、満期払戻)

---

保険料(分割払の場合は初回保険料)は、原則として契約締結と同時にお支払いいただくこととなっておりますが、商品によっては、「保険料後払」もあります。また、保険料の払い込みがないと、事故が起こっても保険金のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

特に、口座振替により保険料をお支払いいただく場合には、ご指定口座の残高にもご注意ください。残高不足等により、保険料のお引き落としができない場合には、ご加入いただいている保険契約が失効(契約の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。)・解除になることもあります。詳しくは、当社または代理店までお問い合わせください。

保険期間中に危険の増加・減少などが生じたときは追加保険料のご請求や返れいを行い、また、ご契約者からのお申し出により保険契約を解除するときには、解約返れい金として返れいすることがあります。

積立普通傷害保険などの積立型保険では、ご契約時に定められた満期返れい金が、保険契約の満期時にご契約者に支払われます。保険期間中の運用利回りが、予定利率を上回った場合は、契約者配当金が支払われます。

### 保険料率

---

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可取得もしくは金融庁に届出をおこなったものを適用しています。

保険料は、通常、保険金額(ご契約金額)に保険料率を乗じて算出されます。この保険料は、一般に「純保険料」と「付加保険料」とによって構成されています。

「純保険料」とは、保険金の支払いに充てられる部分で、大数の法則に基づき算出されます。過去の統計等に基づいて予定原価が算定される場所に、損害保険の特徴があります。「付加保険料」とは、保険事業を運営するために必要な経費や利潤などに充てられる部分です。

## 保険金のお支払い

<p><b>事故現場での 緊急措置</b></p>	<p>万一、保険事故が発生した場合には、以下の対応を優先してください。</p> <p>(1) 負傷者の救護（応急措置や救急車の手配）  (2) 危険防止措置（事故車両の移動や非常停止板・発煙筒による二次損害防止）  (3) 所轄警察署・消防署への通報</p> <p>また、相手方がある場合は、相手方の住所・氏名・連絡先をご確認ください。</p>
<p><b>事故のご連絡</b></p>	<p>緊急措置終了後、直ちに、当社の、代理店または事故・ロードアシスタンス受付デスクにご連絡ください。</p> <p>●<b>24時間・365日 事故受付</b>  専門の事故受付担当者が、24時間・365日、事故の受付を行います。</p> <p style="text-align: center;"><b>0120-002446</b>（自動車保険専用:通話料無料）  <b>0120-251024</b>（自動車保険以外:通話料無料）</p> <p>●<b>休日も初期対応サービスを実施</b>  ご連絡をいただいたその日から、当社の損害サービス部門の担当者が解決に向けた事故対応の手続きをすすめますので、事故によるお客さまの精神的な負担も軽減されます。  対応時間:平日午前9時～午後5時半 土・日・祝日午前9時半～午後5時(年末年始を除く)</p> <p>●<b>提携修理工場をご案内</b>  自動車事故にあわれたお客様に、当社が提携している自動車修理工場をご紹介します。事故車両を速やかに誘導するシステムです。提携修理工場はすべて当社が認定する基準をクリアした優良な工場ですので、安心してご利用いただけます。</p> <p>●<b>損害サービス専門の担当者が直接担当</b>  事故連絡を受けたあとは、専門の担当者が必要に応じ、相手方や修理業者などの関連者と連携をとりながら、事故対応・保険相談にお応えします。担当者はすべて、十分な教育、訓練、指導を受けた専門家ですので、安心してお任せください。</p> <p>●<b>多種目のトラブルを一括対応</b>  自動車事故では、一つの事故で、対人・対物・傷害などさまざまな保険が関連してくる場合があります。当社では、複数の保険種目にかかる事故も、原則、一人の担当者が一括して窓口対応しますので、手続きやお問合せが簡便です。</p>
<p><b>保険金支払額 の決定</b></p>	<p>保険金支払の対象となる事故であれば、医療機関の診断書や修理業者の修理見積書などを審査・検討した上で損害額を算出し、ご契約者、被保険者、被害者にご了解をいただいたうえで、支払保険金の額を決定いたします。</p> <p>●<b>保険金支払いに関する「事故対応報告サービス」</b>  事故連絡をされたご契約者に対し、事故対応状況の途中経過をご報告する中間案内はがきを送付しています。さらに、保険の内容や事故対応の流れが複雑でわかりにくい自動車保険については、小冊子(自動車保険のお支払い保険金について)を作成し、事故のご連絡を受け付けた直後に送付しています。</p>
<p><b>保険金請求 書類のご提出</b></p>	<p>事故の内容や損害の程度により、必要な保険金請求書類をご提出いただいております。必要な書類は担当者がご案内いたします。</p> <p>● <b>一定範囲の事故は電話で対応（保険金請求書類等の省略）</b>  一定範囲の事故は、電話を有効活用。事故内容や損害程度などを電話で確認することで書類手続を省略し、迅速な保険金支払を可能にしました。</p>
<p><b>保険金のお支払い</b></p>	<p>ご契約内容と照らし合わせ、正当な保険金受取人の確認を行い、ご指定の金融機関口座へお振込いたします。</p>

## 資料編目次

### III. 業務に関する事項

事業の概況	P40
最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移	P43
主要な業務の状況を示す指標等	P44
保険契約に関する指標等	P47
経理に関する指標等	P49
資産運用に関する指標	P53
責任準備金残高の内訳	P61
期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	P61
事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	P62

### IV. 保険会社の運営

内部統制システムの構築	P64
リスク管理の体制	P66
社内外の監査・検査体制	P67
法令遵守の体制	P68
第三分野保険に係る責任準備金の確認	P69
個人情報保護宣言	P69
勧誘方針	P70
反社会的勢力への対応に関する基本方針	P70
利益相反管理基本方針(概要)	P71

### V. 財産の状況

財務諸表	P74
リスク管理債権情報	P92
元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	P92
債務者区分に基づいて区分された債権	P93
ソルベンシー・マージン情報	P94
時価情報等	P96
その他	P98

### VI. 付録

店舗所在地のご案内	P100
主な損害保険用語の解説	P101

### Ⅲ. 業務に関する事項

## 事業の概況

### 事業の経過および成果等

当期においては、個人消費が消費者マインドの改善傾向に加え、エコカー補助金等の政策効果もあって緩やかに増加するとともに、震災復興関連需要を中心に公共投資は堅調に推移、設備投資も緩やかに持ち直してきました。日本経済は、これら国内需要が堅調に推移するも、輸出、生産の持ち直しもあり、全体として、緩やかに回復してきました。また、平成24年12月の政権交代を契機とした円安の進行やそれに伴う株価の上昇もあり、今後の景気回復への期待は高まっているものの、足元の企業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。

損保業界においては、こうした経済状況を反映し、正味収入保険料はわずかながら増収となり、株式市況の回復等により有価証券評価損が減少し、自然災害による損害率への影響度も前期と比較し減少したものの、主力の自動車保険などにおける保険引受収支の抜本的な改善はみられず、厳しい経営環境となりました。

このような経営環境のもと、当社は、自動車通販事業を今後の中核的事业として強化するという経営戦略の実現に向けて、平成23年に発売を開始した通販型自動車保険『おとなの自動車保険』の販売促進ならびに各種インフラの整備などに取り組みました。また、自動車通販事業に対して更なる経営資源を集中投入するために、当期末には、直販営業社員が親会社である株式会社損害保険ジャパンの保険販売・サービス会社（損害保険ジャパンの100%子会社）である株式会社ジャパン保険サービスに移籍する、事業構造改革を実施しました。

### ○損益の概況

当期の業績は以下のとおりとなりました。

損益状況に関して、収益の面で、保険引受収益は、正味収入保険料が17,204百万円と対前期2,724百万円増収（増収率18.8%）したことなどにより、17,653百万円と前期に対し2,597百万円上回りました。資産運用収益は、利息及び配当金収入が減少したこと等により、前期に比べ30百万円減少し、202百万円となりました。

一方、支出面では、保険引受費用は、正味支払保険金が9,004百万円と対前期901百万円増加し、責任準備金の繰入額が2,468百万円となったことなどから、15,078百万円と対前期1,886百万円の増加となりました。資産運用費用は、有価証券償還損が69百万円減少しましたが、有価証券売却損が113百万円発生したことにより、前期に比べ41百万円増加し、120百万円となりました。また、営業費及び一般管理費は、新規事業の基盤整備や販売促進のための投資等により、9,713百万円と前期より1,357百万円増加いたしました。

以上の結果、当期の経常損益は、6,727百万円の損失（前期は6,044百万円の損失）となりました。また、前述の事業構造改革に伴う退職給付引当金戻入額176百万円を特別利益として、事業構造改革費用など277百万円を特別損失として計上し、法人税及び住民税20百万円を差し引いた結果、当期の純損失は6,849百万円（前期は6,279百万円の損失）となりました。

財務内容の面では、自動車通販事業への投下資本確保と事業基盤の強化を目的とし、株式会社損害保険ジャパンを引受先とする第三者割当増資12,999百万円を実施しました。これを受け、純資産は10,824百万円（対前期末6,596百万円の増加）、自己資本比率は28.2%と対前期末13.4ポイント上昇しました。また、ソルベンシー・マージン比率は1,193.6%と前期末に対し480.4ポイント上昇しました。

なお、保険引受の概況については、以下のとおりです。

正味損害率は、59.2%と前期に比べて4.2ポイント低下しました。

正味事業費率は、62.0%と前期に比べて3.3ポイント低下しました。

### ○ 保険種目の概況

また、主要保険種目毎の概況については、次のとおりです。

まず、主力の自動車保険につきましては、正味収入保険料が10,816百万円、前期に比べて2,882百万円、36.3%の増加となり、正味支払保険金が6,137百万円と前期に比べて1,205百万円増加した結果、正味損害率は64.1%と、前期に比べて6.6ポイント低下しました。

火災保険につきましては、正味収入保険料が2,363百万円、前期に比べて75百万円、3.1%の減収となり、正味損害率は19.7%と、前期に比べて11.8ポイント低下しました。

傷害保険につきましては、正味収入保険料が 2,725 百万円と 68 百万円の減収となりました。正味損害率は 76.8%と、前期に比べて 3.6 ポイント上昇しました。

自動車損害賠償責任保険につきましては、正味収入保険料が 358 百万円、前期に比べて 19.8%の減収となりました。正味損害率は 145.5%と、前期に比べ 35.1 ポイント上昇しました。

その他の保険(海上保険を含む)につきましては、正味収入保険料が、940 百万円と、前期に比べて 74 百万円の増収となりました。正味損害率は 18.4%と、前期に比べて 11.5 ポイント低下しました。

当社は、ダイレクトマーケットにおける中核的なポジションの確保を目指し、トップラインの拡大、収益性の向上に努めます。また、お客様一人ひとりに納得して選んでいただけるオンリーワンの保険会社を目指し、コンプライアンスならびにリスク管理態勢の強化、保険募集・保険金支払管理態勢等の確立に努めます。



## 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

年 度 項 目	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	13,251 ( 0.0%)	13,862 ( 4.6%)	14,294 ( 3.1%)	14,479 ( 1.3%)	17,204 ( 18.8%)
経常収益 (対前期増減率)	15,086 ( △8.4%)	15,570 ( 3.2%)	15,724 ( 1.0%)	15,608 ( △0.7%)	18,243 ( 16.9%)
経常利益または経常損失(△) (対前期増減率)	△483 ( △154.2%)	△768 ( -)	△2,307 ( -)	△6,044 ( -)	△6,727 ( -)
当期純利益または当期純損失(△) (対前期増減率)	△1,785 ( △232.0%)	△797 ( -)	△2,325 ( -)	△6,279 ( -)	△6,849 ( -)
資 本 金 (発行済株式総数)	3,610 ( 72千株)	8,610 ( 181千株)	8,610 ( 181千株)	8,610 ( 181千株)	15,110 ( 599千株)
純 資 産 額	3,279	12,831	10,439	4,228	10,824
総 資 産 額	24,460	34,342	33,049	28,598	38,371
自 己 資 本 比 率	13.4%	37.4%	31.6%	14.8%	28.2%
積 立 勘 定 資 産	3,137	2,871	2,437	2,246	1,981
責 任 準 備 金 残 高	13,903	14,413	15,310	16,840	19,309
貸 付 金 残 高	23	20	16	15	10
有 価 証 券 残 高	19,650	19,223	23,104	19,469	29,041
ソルベンシー・マージン比率	818.9%	1,945.3%	1,677.2%	713.2%	1,193.6%
配 当 性 向	-	-	-	-	-
従 業 員 数	191名	207名	263名	275名	288名

(注) 1. 従業員数には直販社員(営業社員)を含みません。

2. ソルベンシー・マージン比率については、それぞれの年度末において適用される保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。したがって、年度間の数値の単純な比較は出来ません。なお、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。

3. 2010年度から、従業員数は就業人員数(社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む)を記載しています。

## 主要な業務の状況を示す指標等

### 1.元受正味保険料(含む積立保険料)及び従業員一人当たり保険料

(単位:百万円、%)

種 目	年 度	2010年度			2011年度			2012年度		
		金 額	構成比	増減率	金 額	構成比	増減率	金 額	構成比	増減率
火 災		3,510	20.3	34.3	3,459	19.7	△1.4	3,366	16.8	△2.7
傷 害		4,968	28.7	8.2	5,094	29.1	2.5	4,783	23.9	△6.1
自 動 車		7,755	44.8	△5.4	7,990	45.6	3.0	10,893	54.4	36.3
自動車損害賠償責任		243	1.4	△16.4	128	0.7	△47.0	60	0.3	△53.1
そ の 他		837	4.8	△1.3	857	4.9	2.5	911	4.6	6.2
合 計		17,315	100.0	4.6	17,531	100.0	1.2	20,015	100.0	14.2
従業員一人当たり 元受正味保険料 (含む積立保険料)		33		△4.7	33		0.1	37		12.9

(注) 1. 元受正味保険料(含む積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返れい金および元受その他返れい金を控除したものをいいます(積立型保険の積立保険料部分を含みます)。

2. 従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料) = 元受正味保険料(含む積立保険料) ÷ 従業員数(含む営業社員)

### 2. 正味収入保険料

(単位:百万円、%)

種 目	年 度	2010年度			2011年度			2012年度		
		金 額	構成比	増減率	金 額	構成比	増減率	金 額	構成比	増減率
火 災		2,617	18.3	37.5	2,439	16.8	△6.8	2,363	13.7	△3.1
傷 害		2,685	18.8	5.4	2,793	19.3	4.0	2,725	15.8	△2.4
自 動 車		7,702	53.9	△5.5	7,933	54.8	3.0	10,816	62.9	36.3
自動車損害賠償責任		453	3.2	9.9	446	3.1	△1.5	358	2.1	△19.8
そ の 他		835	5.8	△1.9	865	6.0	3.7	940	5.5	8.6
合 計		14,294	100.0	3.1	14,479	100.0	1.3	17,204	100.0	18.8

(注) 正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

### 3. 受再正味保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2010年度	2011年度	2012年度
		火 災	13	9
傷 害	82	100	111	
自 動 車	3	4	3	
自動車損害賠償責任	370	405	338	
そ の 他	60	64	51	
合 計		530	584	510

(注) 受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返れい金および受再その他返れい金を控除したものをいいます。

### 4. 支払再保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2010年度	2011年度	2012年度
		火 災	902	1,028
傷 害	1,748	1,875	1,765	
自 動 車	57	60	80	
自動車損害賠償責任	160	87	40	
そ の 他	62	57	22	
合 計		2,931	3,108	2,916

(注) 支払再保険料とは、再保険料から再保険返れい金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

5. 解約返れい金

(単位:百万円)

種 目	年 度		
	2010年度	2011年度	2012年度
火 災	43	54	81
傷 害	115	97	82
自 動 車	50	47	64
自動車損害賠償責任	15	13	13
そ の 他	7	3	3
合 計	231	216	245

(注)解約返れい金とは、元受解約返れい金、受再解約返れい金および積立解約返れい金の合計額をいいます。

6. 保険引受利益

(単位:百万円)

種 目	年 度		
	2010年度	2011年度	2012年度
火 災	△507	△965	△433
傷 害	△74	△87	△82
自 動 車	△1,943	△5,205	△6,273
自動車損害賠償責任	-	-	-
そ の 他	156	144	227
合 計	△2,369	△6,114	△6,561

(単位:百万円)

項 目	年 度		
	2010年度	2011年度	2012年度
保 険 引 受 収 益	15,173	15,056	17,653
保 険 引 受 費 用	12,238	13,191	15,078
営業費及び一般管理費	5,343	7,939	9,194
そ の 他 収 支	39	△39	58
保 険 引 受 利 益	△2,369	△6,114	△6,561

(注)1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

7. 正味支払保険金及び正味損害率

(単位:百万円、%)

種 目	2010年度			2011年度			2012年度		
	金 額	構成比	正 味 損害率	金 額	構成比	正 味 損害率	金 額	構成比	正 味 損害率
火 災	243	3.2	10.3	715	8.8	31.5	417	4.6	19.7
傷 害	1,621	21.4	69.3	1,784	22.0	73.2	1,827	20.3	76.8
自 動 車	5,135	67.8	74.8	4,931	60.9	70.7	6,137	68.2	64.1
自動車損害賠償責任	415	5.5	99.4	462	5.7	110.4	503	5.6	145.5
そ の 他	156	2.1	23.1	208	2.6	29.9	118	1.3	18.4
合 計	7,571	100.0	59.7	8,102	100.0	63.4	9,004	100.0	59.2

(注)1. 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

8. 元受正味保険金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度
火 災	252	7,458	555
傷 害	2,343	2,528	2,520
自 動 車	5,160	4,952	6,163
自動車損害賠償責任	353	302	229
そ の 他	136	175	99
合 計	8,247	15,417	9,568

(注)元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

9. 受再正味保険金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度
火 災	0	287	0
傷 害	34	56	65
自 動 車	3	3	3
自動車損害賠償責任	415	462	503
そ の 他	22	39	18
合 計	475	849	590

(注)受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

10. 回収再保険金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度
火 災	9	7,029	137
傷 害	756	800	758
自 動 車	28	24	29
自動車損害賠償責任	353	302	229
そ の 他	3	6	△0
合 計	1,150	8,164	1,154

(注)回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

## 保険契約に関する指標等

### 1. 保険契約に関する指標等－契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では保険期間が終了し満期を迎えたご契約に対して満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利率を上回った場合には、所定の計算により契約者配当金をお支払いいたしております。

満期を迎えられた契約者にお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

(満期返れい金100万円の場合)

満期月 および保険期間	払込方法		一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
	5年	10年					
2012年3月	5年		0円	0円	0円	0円	0円
	10年		0円	0円	0円	0円	0円
2013年3月	5年		0円	0円	0円	0円	0円
	10年		0円	0円	0円	0円	0円

### 2. 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

項目	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	災	10.3	39.2	49.5	31.5	45.8	77.3	19.7	43.8	63.5
傷害	害	69.3	41.3	110.6	73.2	40.2	113.4	76.8	34.9	111.7
自動車	動	74.8	57.3	132.1	70.7	84.6	155.3	64.1	76.1	140.2
自動車損害賠償責任	自	99.4	22.3	121.7	110.4	16.5	126.9	145.5	12.3	157.8
その他	そ	23.1	50.4	73.5	29.9	48.8	78.7	18.4	42.5	60.9
合計	合	59.7	49.5	109.2	63.4	65.3	128.7	59.2	62.0	121.2

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率=(保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料

3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

### 3. 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

項目	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	災	27.0	106.3	133.3	59.4	110.0	169.4	27.3	98.0	125.3
傷害	害	57.8	29.4	87.2	61.6	28.4	90.0	65.5	25.3	90.8
自動車	動	69.1	55.6	124.7	78.8	92.2	171.0	77.9	87.1	165.0
その他	そ	26.7	45.9	72.6	26.9	46.1	73.0	17.1	40.9	58.0
合計	合	60.0	50.3	110.3	68.2	69.0	137.2	67.4	67.5	134.9

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料

4. 合算率=発生損害率+事業費率

5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

7. 第三分野につきましては、販売量が極めて少なく有意な情報が得られないため、傷害に含めて表記しています。

#### 4. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度
国内契約	100.0	100.0%	100.0%
海外契約	-%	-%	-%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

#### 5. 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
2011年度	8	96.96
2012年度	8	96.63

(注1) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1千万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

(注2) 第三分野保険(保険業法施行規則第71条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約)の該当はありません。

#### 6. 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2011年度	100.0%	—	—	100.0%
2012年度	100.0%	—	—	100.0%

(注1) 特約再保険を1千万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

①スタンダード・アンド・プアーズ社の格付けを使用しています。

②この格付けがない場合はA. M. ベスト社の格付けを使用しています。この場合、A-以上は「A以上」、B++およびB+は「BBB以上」、B未満は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。

(注2) 第三分野保険(保険業法施行規則第71条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約)の該当はありません。

#### 7. 未収再保険金の推移

(単位:百万円)

		2010年度	2011年度	2012年度
1	年度開始時の未収再保険金	140	195	151
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	788	832	787
3	当該年度回収等	733	876	809
4	年度末の未収再保険金(1+2-3)	195	151	129

(注1) 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。

(注2) 第三分野保険(保険業法施行規則第71条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約)の該当はありません。

## 経理に関する指標等

### 1. 保険契約準備金

#### (1) 支払備金

(単位:百万円)

年 度		2010年度末	2011年度末	2012年度末
種 目				
火 災		252	337	158
傷 害		1,269	1,296	1,427
自 動 車		2,886	2,994	3,316
自動車損害賠償責任		175	197	198
そ の 他		158	147	132
合 計		4,741	4,972	5,234

#### (2) 責任準備金

(単位:百万円)

年 度		2010年度末	2011年度末	2012年度末
種 目				
火 災		6,189	7,617	9,074
傷 害		3,672	3,177	2,558
自 動 車		2,859	3,561	5,160
自動車損害賠償責任		1,788	1,633	1,509
そ の 他		801	851	1,006
合 計		15,310	16,840	19,309

### 2. 責任準備金積立水準

区 分		2010年度末	2011年度末	2012年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	-	-	-
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式 又は全期チルメル式	平準純保険料式 又は全期チルメル式	平準純保険料式 または全期チルメル式
積 立 率		100.0%	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率=(実際に積立している普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

3. 引当金明細表

(単位:百万円)

区 分	2010年度 末残高	2011年度 増加額	2011年度減少額		2011年度 末残高	2012年度 増加額	2012年度減少額		2012年度 末残高	摘要
			目的使用	その他			目的使用	その他		
貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個別貸倒引当金	0	0	-	(※)0	0	0	-	(※)0	0	※洗替による取崩し
計	0	0	-	0	0	0	-	0	0	
賞与引当金	217	225	217	-	225	228	225	-	228	
役員退職慰労引当金	42	9	-	-	51	7	25	-	34	
価格変動準備金	7	5	7	-	5	7	-	-	13	

4. 貸付金償却の額

該当ありません。

5. 損害率の上昇に対する経常利益の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。		
計 算 方 法	<p>○増加する発生損害額＝既経過保険料×1%</p> <p>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合によりあん分しております。</p> <p>○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</p> <p>○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</p>		
経常利益の減少額	2011年度	93百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額	24百万円
	2012年度	118百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額	22百万円

6. 事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区 分	2010年度	2011年度	2012年度
人 件 費	2,808	3,060	3,198
物 件 費	3,651	6,239	7,541
税金・拠出金等	126	130	159
火災予防拠出金および 交通事故予防拠出金	0	0	0
保険契約者保護機構 に対する負担金	7	2	-
諸手数料及び集金費	1,727	1,511	1,470
合 計	8,322	10,944	12,369

(注)金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費の合計額です。

7. 売買目的有価証券運用益明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度
国 債 等	-	-	-
株 式	2	0	4
外 国 証 券	-	-	-
その他の有価証券	-	-	-
合 計	2	0	4

8. 売買目的有価証券運用損明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度
国 債 等	-	-	-
株 式	0	0	-
外 国 証 券	-	-	-
その他の有価証券	-	-	-
合 計	0	0	-

9. 有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度
国 債 等	52	16	18
株 式	53	-	-
外 国 証 券	-	-	-
その他の有価証券	-	-	6
合 計	106	16	24

10. 有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度
国 債 等	-	-	60
株 式	0	-	-
外 国 証 券	53	-	52
その他の有価証券	-	0	0
合 計	54	0	113

11. 有価証券評価損明細表

(単位:百万円)

年 度 区 分	2010年度	2011年度	2012年度
国 債 等	-	-	-
株 式	-	-	-
外 国 証 券	-	-	-
その他の有価証券	-	-	-
合 計	-	-	-

12. 減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

資産の種類	取得原価	2012年度 償却額	2012年度末 残高	償却累計額	償却累計率
有 形 固 定 資 産					
建 物	155	7	34	120	77.6
リ ー ス 資 産	516	108	220	295	57.3
その他の有形固定資産	43	0	1	42	97.7
有 形 固 定 資 産 計	715	116	256	459	64.2
無 形 固 定 資 産					
ソ フ ト ウ ェ ア	4,383	566	2,963		
リ ー ス 資 産	59	11	33		
無 形 固 定 資 産 計	4,442	578	2,997		

(注)建物及びその他の有形固定資産の減価償却は定率法により行っています。

13. 固定資産処分益

該当ありません。

14. 固定資産処分損

(単位:百万円)

年 度 区 分	2010年度	2011年度	2012年度
不 動 産	2	0	0
土 地	-	-	-
建 物	2	0	0
リ ー ス 資 産	-	1	3
その他の有形固定資産	-	-	0
合 計	2	1	4

15. 賃貸用不動産等減価償却明細

該当ありません。

## 資産運用に関する指標

### 1. 資産運用の方針

契約者の皆さまからいただいた保険料からなる資産の運用にあたっては、将来の保険金支払に備えるべく、流動性の高い運用資産のウェイトを厚目に確保すると共に、債券を中心に分散投資を行ない、運用の多様化、効率化を図る一方、価格変動リスクの大きい資産の保有割合を圧縮するなどリスクの軽減化策にも努め、安定収益の実現に向け取り組んでおります。

また、総資産のうち約5%が満期時に満期返れい金をお支払いする積立保険（貯蓄型保険）の資産であることから、安全性には特段の注意を払い、資産と負債のマッチングを図りつつ、効率的な運用を行うことにより総合的な運用収益向上に努めております。

資産運用リスクの管理におきましても、保有資産の価格変動リスク、信用リスク等を計量的に捉え、リスク量がどのレベルにあるかを逐次把握し、リスク管理・コンプライアンス委員会等で資産内容の状況をウォッチするなど、リスク管理には十分な配慮を行なうよう努めております。

### 2. 現金及び預貯金の推移

(単位:百万円)

区 分	年 度	2010年度末	2011年度末	2012年度末
現 金		5	8	5
預 貯 金		4,022	2,539	1,828
郵便振替・郵便貯金		250	194	111
当 座 預 金		3,659	2,285	1,534
普 通 預 金		113	59	182
通 知 預 金		-	-	-
定 期 預 金		-	-	-
外 貨 預 金		-	-	-
合 計		4,028	2,548	1,834

### 3. 運用資産及び総資産の推移

(単位:百万円、%)

区 分	年 度		2010年度末		2011年度末		2012年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比		
預 貯 金	4,022	12.2	2,539	8.9	1,828	4.8		
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-		
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-		
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-		
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-		
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-		
金 銭 の 信 託	1,316	4.0	1,324	4.6	1,369	3.6		
有 価 証 券	23,104	69.9	19,469	68.1	29,041	75.7		
うち株式	166	0.5	154	0.5	139	0.4		
貸 付 金	16	0.0	15	0.1	10	0.0		
土 地 ・ 建 物	17	0.1	15	0.1	34	0.1		
運 用 資 産	28,477	86.2	23,364	81.7	32,285	84.1		
総 資 産	33,049	100.0	28,598	100.0	38,371	100.0		

## 4. 利息及び配当金収入の額及び運用資産利回り(インカム利回り)の推移 (単位:百万円、%)

区 分	2010年度		2011年度		2012年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預 貯 金	2	0.04	0	0.00	0	0.00
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	14	1.00	15	1.09	15	1.11
有 価 証 券	278	1.27	247	1.21	171	0.84
うち株式	3	5.11	2	4.83	1	0.00
貸 付 金	0	2.65	0	1.74	0	1.47
土 地 ・ 建 物	-	-	-	-	-	-
小 計	295	0.99	263	1.07	187	0.71
そ の 他	2	-	1	-	0	-
合 計	297	-	264	-	187	-

(注)運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果をインカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標です。

分子を「利息及び配当金収入」、分母を「取得原価又は償却原価による平均残高」として算出しています。

## 5. 資産運用利回り(実現利回り) (単位:百万円、%)

区 分	2010年度			2011年度			2012年度		
	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り
預 貯 金	2	6,322	0.04	0	2,702	0.00	0	4,394	0.00
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	0	1,402	0.02	8	1,406	0.58	45	1,363	3.32
有 価 証 券	241	21,982	1.10	199	20,518	0.97	86	20,489	0.42
公 社 債	239	18,047	1.33	179	17,904	1.00	80	17,310	0.47
株 式	58	60	96.81	3	53	6.44	5	53	10.76
外 国 証 券	△84	2,021	△4.16	△46	1,122	△4.14	△40	594	△6.78
その他の証券	28	1,853	1.52	63	1,437	4.39	40	2,531	1.60
貸 付 金	0	16	2.65	0	15	1.74	0	13	1.47
土 地 ・ 建 物	-	22	-	-	18	-	-	40	-
金 融 派 生 商 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	△3	-	-	△4	-	-	△4	-	-
合 計	241	29,746	0.81	203	24,661	0.83	127	26,302	0.48

(注)資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を当年度の期間損益への寄与の観点から示す指標です。

分子を「資産運用収益」+「積立保険料等運用益」-「資産運用費用」、分母を「取得原価又は償却原価による平均残高」として算出しています。

6. (参考)時価総合利回り

(単位:百万円、%)

区 分	2010年度			2011年度			2012年度		
	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り
預 貯 金	2	6,322	0.04	0	2,702	0.00	0	4,394	0.00
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	0	1,317	0.03	8	1,312	0.63	45	1,325	3.42
有 価 証 券	159	22,381	0.71	277	20,835	1.33	692	20,884	3.32
公 社 債	160	18,284	0.88	212	18,062	1.18	166	17,501	0.95
株 式	96	135	71.37	△9	166	△5.44	△8	154	△5.71
外 国 証 券	△102	1,922	△5.34	△3	1,005	△0.32	49	520	9.49
その他の証券	5	2,039	0.26	77	1,599	4.83	485	2,708	17.93
貸 付 金	0	16	2.65	0	15	1.74	0	13	1.47
土 地 ・ 建 物	-	22	-	-	18	-	-	40	-
金 融 派 生 商 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	△3	-	-	△4	-	-	△4	-	-
合 計	159	30,060	0.53	281	24,884	1.13	733	26,658	2.75

(注) 実現利回りにその他有価証券の評価差額等を加味したもので時価ベースでの運用効率を示す指標です。

分子を[資産運用収益]+[積立保険料等運用益]-[資産運用費用]+[当期末評価差額]-[前期末評価差額]、分母を[取得原価又は償却原価による平均残高]+[その他の有価証券に係る前期末評価差額]+[金銭の信託および売買目的有価証券に係る前期末評価損益]で算出しています(評価差額は税効果控除前の金額による)。

7. 海外投融資残高及び構成比及び利回り

(単位:百万円、%)

区 分	2010年度末		2011年度末		2012年度末	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
外 公 社 債	784	58.3	449	55.8	387	86.5
外 株 式	-	-	-	-	-	-
外 所 の 他	58	4.4	54	6.8	60	13.5
外 建 外 貨 建 資 産 計	843	62.7	504	62.7	447	100.0
円 非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-	-	-
円 公 社 債 (円 建 外 債)	502	37.3	300	37.3	-	-
円 所 の 他	-	-	-	-	-	-
円 建 円 貨 建 資 産 計	502	37.3	300	37.3	-	-
合 計	1,345	100.0	805	100.0	447	100.0
海 外 投 資 利 回 り						
運用資産利回り(イ)払利回り		2.68		2.06		1.99
資産運用利回り(実現利回り)		△4.16		△4.14		△6.78
(参考)時価総合利回り		△5.34		△0.32		9.49

8. 商品有価証券

該当ありません。

9. 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位:百万円、%)

区 分	年 度	2010年度末		2011年度末		2012年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国	債	8,543	37.0	6,871	35.3	11,592	39.9
地 方	債	1,453	6.3	1,781	9.2	1,894	6.5
社	債	9,390	40.6	8,652	44.4	7,027	24.2
株	式	166	0.7	154	0.8	139	0.5
外 国	証 券	1,345	5.8	805	4.1	447	1.5
そ の 他	の 証 券	2,205	9.5	1,204	6.2	7,939	27.3
合 計		23,104	100.0	19,469	100.0	29,041	100.0

10. 保有有価証券利回り

(単位:%)

区 分	年 度	2010年度			2011年度			2012年度		
		運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り
公 社	債	1.04	1.33	0.88	0.91	1.00	1.18	0.71	0.47	0.95
株	式	5.11	96.81	71.37	4.83	6.44	△5.44	3.16	10.76	△5.71
外 国	証 券	2.68	△4.16	△5.34	2.06	△4.14	△0.32	1.99	△6.78	9.49
そ の 他	の 証 券	1.82	1.52	0.26	4.11	4.39	4.83	1.38	1.60	17.93
合 計		1.27	1.10	0.71	1.21	0.97	1.33	0.84	0.42	3.32

(注)利回りの計算方法は4、5、6の注記のとおりです。

11. 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
		2011年度末	国	1,402	717	1,696	2,227	827
	地 方	-	206	304	957	313	-	1,781
	社	2,814	3,000	1,137	1,484	214	-	8,652
	株	-	-	-	-	-	154	154
	外 国	300	504	-	-	-	-	805
	そ の 他	-	-	-	83	-	1,121	1,204
	合 計	4,517	4,429	3,139	4,752	1,356	1,275	19,469
2012年度末	国	503	820	3,513	6,334	421	-	11,592
	地 方	-	507	526	754	105	-	1,894
	社	1,209	2,345	2,302	1,168	-	-	7,027
	株	-	-	-	-	-	139	139
	外 国	250	197	-	-	-	-	447
	そ の 他	-	-	82	-	-	7,856	7,939
	合 計	1,963	3,870	6,425	8,257	527	7,996	29,041

(注)10年超には期間の定めのないものを含んでいます。

## 12. 業種別保有株式の額

(単位:千株、百万円、%)

区 分	2010年度末			2011年度末			2012年度末		
	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
輸 送 用 機 器	20	3	2.4	20	2	1.9	20	3	2.4
商 業	12	20	12.0	12	20	13.3	12	23	16.5
金 融 保 険 業	50	2	1.7	50	3	2.4	50	4	3.2
情 報 ・ 通 信 業	22	31	18.6	22	30	19.9	22	30	21.5
陸 運 業	67	68	41.0	67	49	32.3	67	27	19.8
サ ー ビ ス 業	3	40	24.2	3	46	30.2	55	51	36.7
合 計	175	166	100.0	175	154	100.0	227	139	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

2. 陸運業は空運業を含んでいます。また小売業は商業として、その他金融業は金融保険業として記載しています。

## 13. 貸付金の残存期間別の残高

(単位:百万円)

区 分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
		2011年度末	貸 付 金	15	-	-	-	-
	変 動 金 利	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 金 利	15	-	-	-	-	-	15
	うち国内企業向け	-	-	-	-	-	-	-
	変 動 金 利	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 金 利	-	-	-	-	-	-	-
2012年度末	貸 付 金	10	-	-	-	-	-	10
	変 動 金 利	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 金 利	10	-	-	-	-	-	10
	うち国内企業向け	-	-	-	-	-	-	-
	変 動 金 利	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 金 利	-	-	-	-	-	-	-

## 14. 担保別貸付金残高

(単位:百万円、%)

区 分	年 度	2010年度末		2011年度末		2012年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
担 保 貸 付		-	-	-	-	-	-
有 価 証 券 担 保 貸 付		-	-	-	-	-	-
不 動 産 ・ 動 産 ・ 財 団 担 保 貸 付		-	-	-	-	-	-
指 名 債 権 担 保 貸 付		-	-	-	-	-	-
保 証 貸 付		-	-	-	-	-	-
信 用 貸 付		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
一 般 貸 付 計		-	-	-	-	-	-
約 款 貸 付		16	100.0	15	100.0	10	100.0
合 計		16	100.0	15	100.0	10	100.0
(うち劣後特約付貸付)		-	-	-	-	-	-

15. 使途別の貸付金残高及び構成比

(単位:百万円、%)

区 分	年 度	2010年度末		2011年度末		2012年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金		16	100.0	15	100.0	10	100.0
設 備 資 金		-	-	-	-	-	-
合 計		16	100.0	15	100.0	10	100.0

16. 業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合

(単位:百万円、%)

区 分	年 度	2010年度末		2011年度末		2012年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
農 林 ・ 水 産 業		-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業		-	-	-	-	-	-
建 設 業		-	-	-	-	-	-
製 造 業		-	-	-	-	-	-
卸 売 業 ・ 小 売 業		-	-	-	-	-	-
金 融 業 ・ 保 険 業		-	-	-	-	-	-
不動産業・物品賃貸業		-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業		-	-	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業		-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 等		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
(うち個人住宅・消費者ローン)		( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )
小 計		-	-	-	-	-	-
公 共 団 体		-	-	-	-	-	-
公 社 ・ 公 団		-	-	-	-	-	-
約 款 貸 付		16	100.0	15	100.0	10	100.0
合 計		16	100.0	15	100.0	10	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

17. 規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

**18. 貸付金地域別内訳**

該当ありません。

**19. 劣後特約付貸付残高**

該当ありません。

**20. 有形固定資産明細表**

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2010年度末	2011年度末	2012年度末
土 地	-	-	-
営 業 用	-	-	-
建 物	17	15	34
営 業 用	17	15	34
土 地・建 物 合 計	17	15	34
営 業 用	17	15	34
不 動 産 計	17	15	34
営 業 用	17	15	34
リ ー ス 資 産	365	305	220
その他の有形固定資産	2	2	1
合 計	385	322	256

**21. 支払承諾の残高内訳**

該当ありません。

**22. 支払承諾見返の担保別内訳**

該当ありません。

**23. 長期性資産**

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2010年度末	2011年度末	2012年度末
長 期 性 資 産	2,446	2,250	1,985

(注)長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しています。

**24. 公共関係投融資の推移(新規引受ベース)**

該当ありません。

**25. 住宅関連融資**

該当ありません。

26. 各種ローン金利

(単位:%)

適用期間		一般貸付標準金利 (長期プライムレート)
2011年度	2011年 4月 1日 ~ 2011年 4月 7日	1.60
	2011年 4月 8日 ~ 2011年 5月 9日	1.70
	2011年 5月 10日 ~ 2011年 6月 9日	1.55
	2011年 6月 10日 ~ 2011年 8月 9日	1.50
	2011年 8月 10日 ~ 2011年 9月 8日	1.35
	2011年 9月 9日 ~ 2012年 3月 8日	1.40
	2012年 3月 9日 ~ 2012年 3月 31日	1.35
2012年度	2012年 4月 1日 ~ 2012年 5月 9日	1.35
	2012年 5月 10日 ~ 2012年 7月 9日	1.30
	2012年 7月 10日 ~ 2012年 11月 8日	1.25
	2012年 11月 9日 ~ 2013年 2月 7日	1.20
	2013年 2月 8日 ~ 2013年 3月 31日	1.15

27. 特別勘定に関する指標

該当ありません。

## 責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

種 目	内 訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金	危険準備金Ⅱ	合計
2011 年度末	火 災	6,378	1,121	108	0	7	7,617
	傷 害	333	699	2,138	3	2	3,177
	自 動 車	3,052	508	-	-	0	3,561
	自動車損害賠償責任	1,633	-	-	-	-	1,633
	そ の 他	307	543	-	-	0	851
	合 計	11,706	2,873	2,246	3	10	16,840
2012 年度末	火 災	7,755	1,215	93	0	9	9,074
	傷 害	341	322	1,888	3	2	2,558
	自 動 車	4,467	692	-	-	0	5,160
	自動車損害賠償責任	1,509	-	-	-	-	1,509
	そ の 他	425	581	-	-	0	1,006
	合 計	14,499	2,812	1,981	4	11	19,309

## 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故 に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故 に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2008年度	5,100	3,185	2,414	△499
2009年度	5,356	3,118	2,221	16
2010年度	5,283	3,241	2,043	△1
2011年度	4,963	3,311	2,079	△427
2012年度	5,234	3,406	2,090	△262

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

## 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

### ●傷害

(単位:百万円)

事故発生年度	2008年度			2009年度			2010年度			2011年度			2012年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動									
累計保険金+支払備金	1,910			2,246			2,289			2,387			2,402		
事故発生年度末	1,910			2,246			2,289			2,387			2,402		
1年後	1,959	1.03	48	2,299	1.02	53	2,518	1.10	229	2,664	1.12	276			
2年後	1,905	0.97	△53	2,241	0.97	△58	2,476	0.98	△42						
3年後	1,907	1.00	2	2,249	1.00	8									
4年後	1,925	1.01	17												
最終損害見積り額			1,925			2,249			2,476			2,664			2,402
累計保険金			1,910			2,230			2,381			2,314			1,019
支払備金			15			19			95			349			1,383

### ●自動車

(単位:百万円)

事故発生年度	2008年度			2009年度			2010年度			2011年度			2012年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動									
累計保険金+支払備金	4,821			4,758			4,921			4,818			6,329		
事故発生年度末	4,821			4,758			4,921			4,818			6,329		
1年後	4,926	1.02	104	4,823	1.01	65	5,012	1.02	91	5,024	1.04	205			
2年後	4,886	0.99	△40	4,879	1.01	56	5,009	1.00	△3						
3年後	4,926	1.01	40	4,886	1.00	6									
4年後	4,941	1.00	14												
最終損害見積り額			4,941			4,886			5,009			5,024			6,329
累計保険金			4,895			4,821			4,639			4,302			4,427
支払備金			46			65			370			721			1,901

### ●賠償責任

(単位:百万円)

事故発生年度	2008年度			2009年度			2010年度			2011年度			2012年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	48			72			47			112			47		
事故発生年度末	48			72			47			112			47		
1年後	52	1.08	3	127	1.76	55	31	0.66	△16	81	0.72	△31			
2年後	52	0.99	△0	115	0.91	△11	34	1.10	3						
3年後	50	0.97	△1	108	0.93	△7									
4年後	53	1.07	3												
最終損害見積り額			53			108			34			81			47
累計保険金			53			105			31			32			32
支払備金			0			2			2			48			15

(注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

## IV. 保険会社の運営

## 内部統制システムの構築

当社は、2006年5月31日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、基本方針に基づく内部統制の整備を行っております。(最終改定:2011年5月18日一部改定)  
 下記は、決議された基本方針の概要であります。

### 《内部統制システム構築の基本方針》

当社は、NKSJホールディングス株式会社および株式会社損害保険ジャパンの定めるグループの各種基本方針をふまえ、以下に定める体制を整備し、もって当社における業務の適正を確保し、企業統治の質の向上を図る。

なお、本基本方針に基づく統制状況を適切に把握および検証し、体制の充実に努める。

#### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報管理に関する規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を体系的に保存し、管理する。

#### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に伴うリスクのうち会社経営に重大な影響を及ぼし得る保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等について、取締役会が定める「リスク管理基本方針」ならびにリスク管理に関する規程に基づき、個々のリスクを把握、管理する体制およびこれらのリスクを統合、管理する体制を整備する。

また、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図り、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図る。

#### 3. 取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則毎月、および必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図る。
- (2) 当社の重要な業務執行に関する事項について、経営会議(原則月二回開催)にて協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。
- (3) 執行役員制度を採用して執行責任を分掌させるとともに、使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織に関する規程において組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲、執行手続の細目などを網羅的に定める。

#### 4. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備する。

- (1) 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。
- (2) 「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス態勢の整備を図るとともに、役職員が「NKSJグループ コンプライアンス行動規範」を遵守して行動するよう、周知徹底を図る。
- (3) 役職員の行動基準となるコンプライアンス・マニュアルの整備および周知徹底ならびにこれに基づく教育・研修の実施を行うとともに、コンプライアンスに関する統括部署において、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理する。
- (4) 取締役会の傘下にリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進態勢の整備に係る立案および進捗状況管理などを所管させる。
- (5) 不祥事件等の社内の報告、調査、内部通報、内部監査等の制度を整備し、是正、届出、再発防止等の対応を的確に行う。
- (6) 「顧客情報管理態勢の構築・確保に係る基本方針」を定め、顧客情報の管理等を適切に行う。
- (7) 「利益相反管理基本方針」を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の管理を適切に行う。
- (8) 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現する。

#### 5. 財務報告の適切性を確保するための体制

当社は、当社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

#### 6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために、以下の体制を構築する。

- (1) 親会社との間で締結する覚書等に従い、親会社に対して適切に承認を求め、また、報告を行う。
- (2) NKSJグループの各種基本方針を周知し、これに則った体制の実効性を確保する。

- (3)グループの経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、親会社への的確な情報提供等を通じてグループ全体の経営管理等に関する重要事項の経営判断の適切性を確保する。
- (4)当社が関与する重要なグループ内取引、業務提携、事業再編等を適切に把握し、グループ内取引等の公正性および健全性の確保に寄与する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会において協議し、使用人の中から監査役補助者を選任することとする。
8. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当社は、監査役補助者の選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等にあたっては、監査役補助者に関する規程に基づき、監査役会の意見を聞き、またはその同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。また、監査役補助者はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および業務執行の責任者等から指揮命令を受けない。
9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社は、監査役会の同意を得て、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定め、もって監査役の監査の実効性の向上を図る。  
取締役および使用人は、上記の定めに基づく報告を確実に行う。また、監査役が当該定めのない事項について報告を求めるときであっても、速やかに対応する。  
さらに、監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社は、監査役が本社各部門および営業所・サービスセンター等に立ち入って監査を行う場合その他監査役が協力を求める場合（NKSJホールディングス株式会社および株式会社損害保険ジャパンの監査役が協力を求める場合を含む。）は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。また、監査役に経営会議その他重要な会議への出席を求める。
11. 内部監査の実効性を確保するための体制  
当社は、内部監査の実効性を確保するため、内部監査部門の被監査部門からの独立性を確保するとともに、「内部監査規程」等を整備し、監査計画に基づき適切に内部監査を実施する。

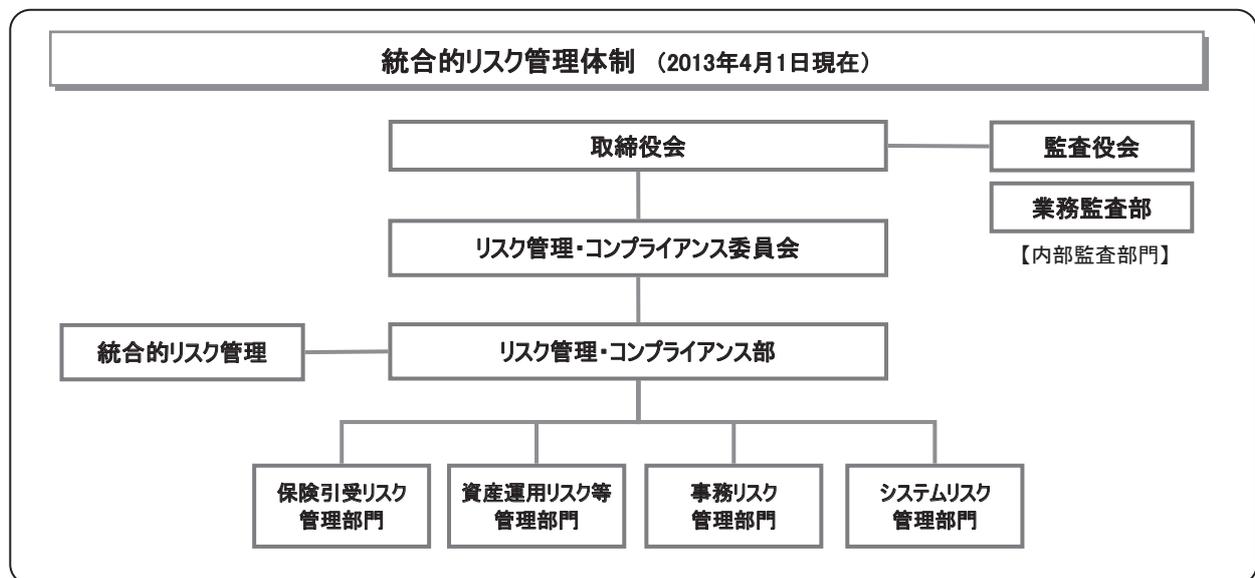
## リスク管理の体制

### 1. リスク管理基本方針

当社は、「NKSJグループ リスク管理基本方針」および当社の経営方針に則り、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握した上で、不測の損失を回避し、適切にリスクをコントロールすることで財務の健全性を確保するとともに、企業価値の最大化を目的とするERM態勢を構築することを、目的として、取締役会においてこの基本方針を定めています。また、この基本方針に基づき「統合的リスク管理規程」を制定し、リスク管理に関する組織体制や業務の遂行に関する重要な事項を定めています。

### 2. リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、リスク管理およびコンプライアンスに関し専門的で深度ある経営論議を行うため、取締役会の直轄組織として社長を委員長、役員を委員とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置しています。リスク管理を担当する組織体制は、「保険引受リスク」、「資産運用リスク等」、「事務リスク」、「システムリスク」に区分して、各々にリスク管理部門を定め、統合的リスク管理部門との連携のもと、定性・定量両面からの評価に努めリスクの所在の把握およびリスク特性に応じた管理を行なっています。



### 3. 統合的リスク管理

当社では、定性・定量の両面から統合的リスク管理を行い、リスクを適切にコントロールするよう努めています。

具体的には、定量化したリスク量を集約したリスク総量を実質自己資本と比較して管理し、健全性の確認を行なっています。また、大規模な自然災害や金融市場の混乱などを想定したストレス・テストを実施することによる会社経営の健全性に与える影響の検証も行なっています。

### 4. 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

当社では、収支管理を継続的に実施し、必要に応じて商品内容の改定や引受条件の見直しを行うなど、適時適切な措置を講じてリスクの回避に努めています。また、大規模な自然災害(地震・風水災)については、出再先の健全性も踏まえた再保険による対応により、適切にリスクをコントロールしています。

### 5. 資産運用リスク等

資産運用リスク等とは、次の2つのリスクをいいます。

#### <1> 資産運用リスク

資産運用リスクとは、保有する資産・負債(オフ・バランスを含みます。)の価値が変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、資産の健全性と安定的な収益確保を重視する観点から、不動産投資は行わず、円建債券を中心とした資産運用を行っています。

## ＜2＞流動性リスク

流動性リスクとは、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクや、市場の混乱などにより市場において取引ができず、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、巨大災害発生時の保険金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されているかを把握するなど適切なリスク管理を行い、リスクの発現防止に努めています。

## 6. 事務リスク

事務リスクとは、役職員などが正確な事務を行わなかったり、事故・不正などを起こすことにより、お客さまに対する業務品質が低下したり、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、規程・マニュアルを整備するとともに、不具合の発生や環境の変化に応じて適宜見直しを行い、コンプライアンス推進と一体となって事務リスクの低減に向けた体制強化に取り組んでいます。

## 7. システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動など、システムの不備などに伴い保険会社が損失を被るリスク、またはコンピュータが不正に使用されることにより保険会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、情報資産保護の基本方針（セキュリティポリシー）を定め、リスク発現防止に努めています。また、お客さまの大切な情報を取り扱うことから、個人情報の漏えい防止も重要なリスク管理項目として位置付け、お客さまのデータの取り扱いやネットワーク上でのセキュリティに関して万全の安全対策を講じています。

### 【再保険】

#### 1. 再保険とは

保険会社は、保険金支払責任を果たし、事業の安定を図るために、保険金支払責任の一部を他の保険会社に転嫁して、リスクの平準化と分散化を図っています。このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、他の保険会社に保険金支払責任を転嫁することを「出再」、逆に他の保険会社から引き受けることを「受再」といいます。また、出再・受再を考慮した最終的な自社の保険責任を「保有」といいます。

#### 2. 出再の方針

当社では、正味事業収支の長期安定化を図ることを主要出再方針としています。保有額については、経営の健全性を損なわない適正な限度額を設定し、最適な出再スキーム（出再額、出再方式、自然災害リスクへの対応等）の構築に努めています。また、出再先の選定にあたっては、主要格付機関による格付を参考に社内格付を定め、信用度の高い再保険会社に出再しています。

なお、地震災害リスクや台風災害リスクは、ひとたび発生すると巨額の保険金支払責任を負う可能性があるため、巨大災害発生時の予想最大損害額を定量的に把握し、リスクと資本の状況などを考慮して、主として超過損害額再保険を手配しています。

#### 3. 受再の方針

受再については抑制的な引受方針としており、慎重に対処しています。

## 社内外の監査・検査体制

### 1. 社内の監査体制

当社では、会社法に基づき監査役が取締役の職務執行に係る監査を行っているほか、内部監査部門として業務監査部を設置しています。業務監査部は、経営目標の達成に資することを目的に、他部門から独立した立場で、各部門の業務遂行状況の適切性・有効性・効率性を検証・評価し、問題点の改善に向けた、指摘・提言等を行ない、定期的に経営陣へ報告するとともに、解決に至るまでの継続的なフォローアップを行っています。

### 2. 社外の監査・検査体制

当社は、保険業法の定めによる金融庁及び財務省財務局の検査を受けることになっております。また、2012年度の計算書類につきましては会社法に基づき、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けております。

## 法令遵守の体制

### 1. コンプライアンス基本方針

当社は、保険事業の高い公共的使命および社会的責任を常に認識し、法令等のルールや社会規範および企業倫理に則った適正な企業活動を通じて、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会から信頼される企業グループを目指すため、「NKSJグループ コンプライアンス基本方針」に基づき、取締役会において以下の基本方針を定めています。

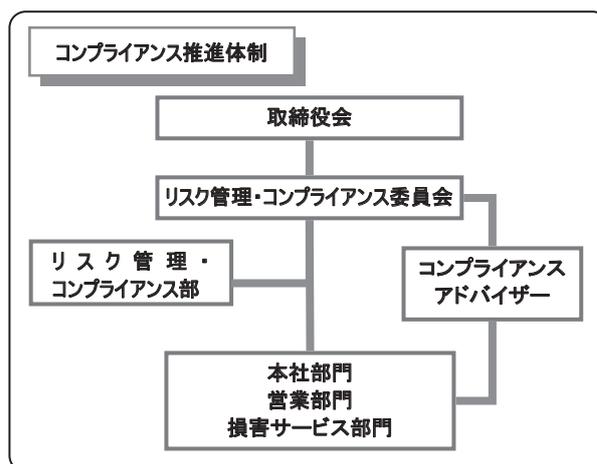
<1> 当社は、次に掲げる方針に基づき、コンプライアンス態勢を構築し、整備する。

- (1) 当社の経営陣・マネジメント層は、事業遂行にあたり、常にコンプライアンスが大前提であることを表明し続けるとともに、具体的な行動で率先垂範する。
- (2) 当社の役職員等は、法令等を厳格に遵守し、社会規範および企業倫理に準拠した適正な企業活動を遂行する。また、活動にあたっては、常に「NKSJグループ コンプライアンス行動規範」を基準として、自ら考え、判断し、行動する。
- (3) 当社は、お客さまに一層の安心・サービスを提供するために、適正な業務を継続して遂行できる態勢を構築する。
- (4) 当社は、業務の中で発生するさまざまなコンプライアンス上の課題を、組織として早期に発見・共有し、解決する。

### 2. コンプライアンス推進体制

コンプライアンスを広義のリスクと捉え、リスク管理と一体となってコンプライアンスの推進・徹底を図る目的から「リスク管理・コンプライアンス委員会」を取締役会の直轄組織として設置しています。

また、「リスク管理・コンプライアンス部」を統括部署として、法令等遵守に関する周知徹底や問題の把握およびその対応に努めるとともに、社内各部門においてはコンプライアンスに関する身近な相談役として「コンプライアンスアドバイザー（CA）」を配置しています。



### 3. コンプライアンス推進方法

法令等遵守の企業風土醸成に向け、年度毎に具体的な活動計画を「コンプライアンス推進計画」として策定しています。

また、コンプライアンス推進月間を設定し、全社一斉にコンプライアンス課題への集中取組を実施することにより、社員意識の向上と問題点の解消など様々なコンプライアンス課題の解決に向けた具体的な取組を実施しています。また、計画的な研修や全ての役員および社員を対象としたコンプライアンステスト等の実施により、コンプライアンスに関する知識の向上を図るとともに、コンプライアンスの推進状況を確認し、より効果的な施策となるよう改善を図っています。

### 4. コンプライアンスアドバイザー（CA）の任命

コンプライアンスを全社的に推進する目的で「コンプライアンスアドバイザー（以下CAという）」を部門ごとに任命しています。各CAが各社員の身近なところでコンプライアンスに関する相談の受け付けやアドバイスを行うことにより、風通しの良い組織風土を醸成するとともに、社内におけるコンプライアンスの一層の推進・定着を図っています。

### 5. コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）の設置

万一、職場でコンプライアンス問題が発生した場合、本来は職場の共通認識のもとで解決すべきものですが、職場内では十分に問題解決が図れないことも想定されます。そのため、社内ですべて早期に発見し解決する仕組みの一つとして、「コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）」を社内および社外に設けています。専用電話と専用のメールアドレスを用意し、コンプライアンスに関わる通報を受付けています。

## 第三分野保険に係る責任準備金の確認

---

当社では、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレス・テストおよび平成12年金融監督庁大蔵省告示第22号に基づく負債十分性テストの対象となる第三分野保険は有しておりません。

## 個人情報保護宣言

---

### 【基本的な考え方】

当社は、NKSJグループの一員として、NKSJグループプライバシーポリシーのもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの個人データを第三者に提供することはありません。
3. 当社は、NKSJグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内でお客さまの個人データを共同利用することがあります。
4. 当社は、お客さまの個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、お客さまからの個人情報の保護に関する法律にもとづく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応します。

※「個人情報保護宣言」の詳細は当社ホームページ(<http://www.ins-saison.co.jp/>)をご覧ください。

## 勧誘方針

当社では、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法など各種法令等を遵守し、お客さまのニーズに合った、「適切な保険商品」を販売するため、つぎのとおり「勧誘方針」を定めております。

### 勧誘方針

『金融商品の販売等に関する法律』にもとづき、勧誘方針を下記のとおり定めております。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法および他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。
2. お客さまの保険に関する知識、保険の加入目的などを総合的に勘案し、お客さまの意向と実状に適合した説明を、分かり易く行うことを心掛け、お客さまが適切な保険商品を選択するお手伝いをして参ります。また、保険販売に際しましては、お客さまのご都合に合わせた時間、場所などに配慮するとともに、様々なご意見、ご指摘等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう、常に努めて参ります。
3. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の支払について迅速かつ適正に対応するよう、常に努力して参ります。

## 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、「NKSJグループ 反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づき、次のとおり、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定めています。

### 基本方針

当社は、反社会的勢力に対して、次に掲げる取組基本方針に基づき対応します。

#### 1. 組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役職員等の安全を確保する。

#### 2. 反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力の不当要求に対し毅然と対応し、これを拒絶する。また、反社会的勢力との関係を遮断する取組を行う。

#### 3. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠蔽するような裏取引は絶対に行わない。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行わない。

#### 4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と綿密に連携する。

#### 5. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しない。

## 利益相反管理基本方針(概要)

当社は、「NKSJグループ 利益相反取引管理基本方針」に基づき、当社が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等に従い適切に管理する態勢を構築するため、次のとおり、利益相反管理基本方針を定めています。

### 1. 対象取引および特定方法

#### <1> 対象取引

「利益相反のおそれのある取引」とは、当社またはグループ金融機関が行う取引のうち、「お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、「お客さま」とは、当社またはグループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。

#### <2> 対象取引の類型および特定方法

対象取引には(1)に掲げるような類型があります。

##### (1) 対象取引の類型

- ① お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の利益が相反する取引
- ② お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引
- ③ 当社またはグループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関が利益を得る取引
- ④ 当社またはグループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引

##### (2) 特定方法

対象取引が利益相反取引に該当するか否かの特定について、次に掲げる事情などを総合的に考慮のうえ個別に判断します。

- ① お客さまが自己の利益が優先されるとの合理的な期待を抱く状況がある場合
- ② お客さまの利益を不当に犠牲にすることにより、当社またはグループ金融機関が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- ③ お客さまの利益よりも他のお客さまの利益を優先する経済的その他の誘因がある場合

### 2. 対象取引の管理方法

取引実行部署は、対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法による措置を講じて、お客さまの保護を適切に行うよう管理します。

- ① 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門間で当該取引に係る情報について遮断を行う方法
- ② 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法
- ③ 対象取引または当該お客さまとの取引を回避する方法
- ④ 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

### 3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理部署・責任者を設置し、対象取引の判断基準・措置基準の設定その他の利益相反管理規程などを整備し、これを役職員等に周知・徹底を行います。

---

**【別表】**

- ① 株式会社損害保険ジャパン
- ② NKSJひまわり生命保険株式会社
- ③ 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
- ④ 日立キャピタル損害保険株式会社
- ⑤ 損保ジャパンDC証券株式会社
- ⑥ 株式会社損保ジャパン・クレジット
- ⑦ 安田企業投資株式会社
- ⑧ 日本興亜損害保険株式会社
- ⑨ そんぽ24損害保険株式会社
- ⑩ 日本興亜クレジットサービス株式会社
- ⑪ 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
- ⑫ 海外で保険事業を営むNKSJグループ内会社

## V. 財産の状況

## 財務諸表

## 1. 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	年 度	
	2011年度 (2012年3月31日現在) 金 額	2012年度 (2013年3月31日現在) 金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		
現 金 及 び 預 貯 金	2,548	1,834
現 金	8	5
預 貯 金	2,539	1,828
金 銭 の 信 託	1,324	1,369
有 価 証 券	19,469	29,041
国 債	6,871	11,592
地 方 債	1,781	1,894
社 債	8,652	7,027
株 式	154	139
外 国 証 券	805	447
そ の 他 の 証 券	1,204	7,939
貸 付 金	15	10
保 険 約 款 貸 付	15	10
有 形 固 定 資 産	322	256
建 物	15	34
リ ー ス 資 産	305	220
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2	1
無 形 固 定 資 産	2,411	3,224
ソ フ ト ウ ェ ア	2,205	2,963
リ ー ス 資 産	45	33
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	140	219
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	19	6
そ の 他 資 産	2,507	2,634
未 収 保 険 料	717	917
代 理 店 貸	24	14
共 同 保 険 貸	8	13
再 保 険 貸	410	148
外 国 再 保 険 貸	-	121
未 収 金	399	447
未 収 収 益	56	50
預 託 金	410	346
仮 払 金	480	575
貸 倒 引 当 金	△0	△0
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>28,598</b>	<b>38,371</b>

(単位:百万円)

科 目	年 度	
	2011年度 (2012年3月31日現在)	2012年度 (2013年3月31日現在)
	金 額	金 額
<b>(負債の部)</b>		
保 険 契 約 準 備 金	21,813	24,543
支 払 備 金	4,972	5,234
責 任 準 備 金	16,840	19,309
そ の 他 負 債	2,002	2,472
共 同 保 険 借	26	31
再 保 険 借	533	199
外 国 再 保 険 借	-	235
未 払 法 人 税 等	61	74
預 り 金	18	15
未 払 金	937	1,609
仮 受 金	64	41
リ ー ス 債 務	361	264
退 職 給 付 引 当 金	176	-
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	51	34
賞 与 引 当 金	225	228
特 別 法 上 の 準 備 金	5	13
価 格 変 動 準 備 金	5	13
繰 延 税 金 負 債	95	255
<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>24,370</b>	<b>27,546</b>
<b>(純資産の部)</b>		
資 本 金	8,610	15,110
資 本 剰 余 金	6,848	13,348
資 本 準 備 金	6,848	13,348
そ の 他 資 本 剰 余 金	0	0
利 益 剰 余 金	△11,529	△18,378
そ の 他 利 益 剰 余 金	△11,529	△18,378
繰 越 利 益 剰 余 金	△11,529	△18,378
<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>3,928</b>	<b>10,079</b>
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	299	745
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	299	745
<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>4,228</b>	<b>10,824</b>
<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>28,598</b>	<b>38,371</b>

## 2012年度貸借対照表の注記事項

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
  - (1)売買目的有価証券の評価は、時価法により行っております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
  - (2)その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
  - (3)その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法(定額法)により行っております。
- 2.有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3.有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定率法により行っております。
- 4.無形固定資産(リース資産を除く)に計上している自社利用のソフトウェアの償却については、社内における利用可能期間(主に5年~10年)に基づく定額法により償却しております。
- 5.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
- 6.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- 7.貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者等に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、リスク管理・コンプライアンス部が資産査定を実施し、当該実施部署から独立した業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 8.役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内部規程による支給見込み額のうち当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 9.賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、当事業年度末の支給見込額を基準に計上しております。
- 10.価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 11.消費税等の会計処理は税込方式によっております。
- 12.金融商品関係
  - (1)金融商品の状況に関する事項
    - ①金融商品に対する取組方針

当社は「運用資産の流動性と安全性に留意しつつ、安定的な収益の確保を図る」ことを基本方針として、リスク管理に留意した資産運用を行っています。運用の中心となる円建債券への投資に加え、株式・外貨建債券等への投資を行うなど、国内外でのリスク分散を図り、中長期的な収益確保を目指しています。

## ②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は主として有価証券であり、うち約7割を占める円建債券のほか、株式等への投資も行っています。保有している円建債券は全て固定金利資産であり、金利が上昇した場合には資産価値が減少するほか、株式等についても相場の変動により市場価格が下落するなど、価格変動リスクに晒されています。

また、リスク分散を図るため、外貨建資産への投資を行っており、為替変動リスクに晒されています。

一方、当社が保有している有価証券は、発行体の信用力の低下や破綻により、価値が大幅に減少する、あるいは利息や元本の回収が不能になるなど、信用リスクに晒されています。

また、巨大災害が発生した場合等、予想を上回る資金流出により資金繰りに支障を及ぼす等の流動性リスクに晒されています。

## ③金融商品に係るリスク管理体制

当社では、「NKSJグループ リスク管理基本方針」、株式会社損害保険ジャパンが定める「損保ジャパングループ リスク管理基本方針」及び当社の経営方針に則り、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握した上で、不測の損失を回避し、適切にリスクをコントロールすることで財務の健全性を確保するとともに、企業価値の最大化を目的とするERM態勢を構築するため、取締役会が「リスク管理基本方針」を制定しています。また、「リスク管理基本方針」に基づき「統合的リスク管理規程」を制定し、リスク管理に関する組織体制や業務の遂行に関する重要な事項を定めています。金融商品に係るリスク管理を含めた統合的なリスク管理については、リスク管理・コンプライアンス部を設置するとともに、この金融商品に係るリスクを適切に管理するために経理財務部を資産運用リスク等管理部門として定めている他、経営陣によるリスク管理・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、金融商品に係る保有リスクについて協議・決議を行っています。

## 〈1〉信用リスクの管理

当社では、VaR(バリュー・アット・リスク)の手法により信用リスク量(予想最大損失)を定期的に計測し管理しています。

また、与信管理の一環として、同一の企業等への与信集中を回避するための限度枠管理を行なっています。

## 〈2〉市場リスクの管理

## a. 価格変動リスクの管理

当社では、VaR(バリュー・アット・リスク)の手法によりリスク量(予想最大損失)を定期的に計測することで価格変動リスクを管理しています。また、特定の資産にリスクが集中しないよう、各資産に限度枠を設け管理しています。

## b. 為替リスクの管理

当社では、外貨建資産にかかる含み損益のモニタリング及びVaR(バリュー・アット・リスク)の手法によるリスク量(予想最大損失)を定期的に計測することで為替リスクを管理しています。

## 〈3〉流動性リスク管理

当社では、日々の資金繰り管理の他に、巨大災害発生時の保険金支払いなどに対応するために必要な流動性所要額を内規で定め、当該所要額以上の流動性資産が確保されていることを定期的に確認しています。

## ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。(注2)参照)

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	1,834	1,834	-
②金銭の信託	1,369	1,369	-
③有価証券	28,979	28,979	-
その他有価証券	28,979	28,979	-
資 産 計	32,183	32,183	-

## (注1)金融商品の時価の算定方法

## 資産

## ①現金及び預貯金

預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## ②金銭の信託

金銭の信託の評価は、信託財産を構成している個々の金融商品について、有価証券に準じた方法により評価しています。

## ③有価証券

上場株式の時価には市場価格を採用しております。

債券の時価には日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値等の市場価格を採用し、市場価格がない債券を保有している場合にはブローカーまたは情報ベンダーから入手する合理的に算定された評価価格を採用しています。

投資信託の時価には市場価格(取引所における取引価格及び公表されている基準価格)を採用し、市場価格がない投資信託を保有している場合にはブローカーまたは情報ベンダーから入手する合理的に算定された評価価格を採用しています。

投資信託のうち預金と同様の性格を有するものは、取得原価に基づいた評価を行うものとしています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「③有価証券」には含めていません。

非上場株式及び海外の非上場株式に投資を行っている外国投資信託については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

## 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額
非上場株式	1
外国投資信託	60
合計	61

## 13.有価証券関係

## (1)売買目的有価証券

該当事項はありません。

## (2)満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## (3)その他有価証券

(単位:百万円)

		貸借対照表 計上額	取得 原価	差額
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの	公社債	19,155	18,874	280
	株式	138	52	86
	外国証券	387	372	14
	その他	1,378	757	621
	小計	21,060	20,056	1,003
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの	公社債	1,359	1,362	△3
	株式	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	その他	6,560	6,560	-
	小計	7,919	7,923	△3
合計		28,979	27,980	999

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれていません。

## (4) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
公社債	283	18	60
株式	-	-	-
外国証券	92	-	52
その他	76	6	0
合計	452	24	113

## (5) 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

有価証券の減損にあたっては、期末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したもののすべてを対象としておりますが、当事業年度において該当事項はありません。

## 14. 金銭の信託関係

## (1) 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額
金銭の信託	1,369	31

## (2) 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

## (3) 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

## 15. 貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はあります。

## 16. 有形固定資産の減価償却累計額は459百万円であります。

## 17. 関係会社に対する金銭債権の総額は31百万円、金銭債務の総額は37百万円であります。

## 18. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、税務上の繰越欠損金5,224百万円、責任準備金1,118百万円であり、評価性引当額が繰延税金資産と同額であるため、貸借対照表に計上していません。繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金255百万円であります。

## 19. 担保に供している資産は有価証券201百万円であります。

## 20. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	5,657	百万円
同上にかかる出再支払備金	621	百万円
差引(イ)	5,036	百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	198	百万円
計(イ+ロ)	5,234	百万円

21.責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	13,170	百万円
同上にかかる出再責任準備金	180	百万円
差引(イ)	12,990	百万円
その他の責任準備金(ロ)	6,319	百万円
計(イ+ロ)	19,309	百万円

22.1株当たりの純資産額は18,060円22銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はありません。

また、普通株式の期末株式数は599千株であります。

23.取引銀行2行との当座借越契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額	300	百万円
借入実行額	-	百万円
差引額	300	百万円

24.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	
	2011年度 2011年4月1日～2012年3月31日	2012年度 2012年4月1日～2013年3月31日
	金 額	金 額
<b>経 常 収 益</b>	15,608	18,243
<b>保 険 引 受 収 益</b>	15,056	17,653
正味収入保険料	14,479	17,204
収入積立保険料	527	404
積立保険料等運用益	49	44
<b>資 産 運 用 収 益</b>	232	202
利息及び配当金収入	249	172
金銭の信託運用益	8	45
売買目的有価証券運用益	0	4
有価証券売却益	16	24
その他運用収益	7	1
積立保険料等運用益振替	△49	△44
<b>そ の 他 経 常 収 益</b>	319	387
<b>経 常 費 用</b>	21,653	24,970
<b>保 険 引 受 費 用</b>	13,191	15,078
正味支払保険金	8,102	9,004
損害調査費	1,076	1,185
諸手数料及び集金費	1,511	1,470
満期返戻金	734	683
契約者配当金	0	-
支払備金繰入額	230	261
責任準備金繰入額	1,530	2,468
為替差損	0	0
その他保険引受費用	5	5
<b>資 産 運 用 費 用</b>	78	120
有価証券売却損	0	113
有価証券償還損	69	0
その他運用費用	8	6
<b>営 業 費 及 び 一 般 管 理 費</b>	8,356	9,713
<b>そ の 他 経 常 費 用</b>	26	58
支払利息	14	11
貸倒引当金繰入額	0	0
その他の経常費用	12	46
<b>経 常 損 失 ( △ )</b>	△6,044	△6,727

科 目	年 度	
	2011年度 2011年4月1日～2012年3月31日 金 額	2012年度 2012年4月1日～2013年3月31日 金 額
<b>特 別 利 益</b>	2	176
<b>特別法上の準備金戻入額</b>	2	-
価格変動準備金戻入額	2	-
退職給付引当金戻入額	-	176
<b>特 別 損 失</b>	215	277
固定資産処分損	1	4
減 損 損 失	2	2
<b>特別法上の準備金繰入額</b>	-	7
価格変動準備金繰入額	-	7
事業構造改革費用	-	263
その他特別損失	210	-
<b>税引前当期純損失(△)</b>	△6,258	△6,828
<b>法人税及び住民税</b>	21	20
<b>法人税等合計</b>	21	20
<b>当期純損失(△)</b>	△6,279	△6,849

## 2012年度損益計算書の注記事項

1.関係会社との取引による収益の総額は307百万円、費用の総額は555百万円であります。

2.(1)正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	20,121	百万円
支払再保険料	2,916	百万円
差引	17,204	百万円

(2)正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	10,158	百万円
回収再保険金	1,154	百万円
差引	9,004	百万円

(3)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	1,875	百万円
出再保険手数料	405	百万円
差引	1,470	百万円

(4)支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	359	百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	98	百万円
差引(イ)	260	百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	0	百万円
計(イ+ロ)	261	百万円

(5)責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	2,898	百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△18	百万円
差引(イ)	2,917	百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	△449	百万円
計(イ+ロ)	2,468	百万円

(6)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0	百万円
有価証券利息・配当金	171	百万円
貸付金利息	0	百万円
その他利息・配当金	0	百万円
計	172	百万円

3.売買目的有価証券運用益中の売却損益は4百万円の益であります。利息及び配当金収入、及び評価損益はありません。

4.金銭の信託運用益中の評価損益の合計額は31百万円の益であります。

5.損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は確定拠出年金の拠出額80百万円であります。

6.退職給付引当金戻入額は、営業社員の選択定年制度の廃止に伴う退職給付引当金の取崩額176百万円であります。

## V.財産の状況

- 7.事業構造改革費用は、事業構造改革に伴う営業社員の特別退職功労金等 248 百万円及び固定資産の減損損失 14 百万円であります。
- 8.1 株当たりの当期純損失の額は 20,247 円 72 銭であります。  
算定上の基礎である当期純損失は 6,849 百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は 338 千株であります。  
潜在株式調整後 1 株当たりの当期純損失の額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 9.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	
	2011年度 2011年4月1日~2012年3月31日 金 額	2012年度 2012年4月1日~2013年3月31日 金 額
<b>I. 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失(△)	△6,258	△6,828
減価償却費	598	694
減損損失	2	17
支払備金の増減額(△は減少)	230	261
責任準備金の増減額(△は減少)	1,530	2,468
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0	0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△42	△176
その他引当金の増減額(△は減少)	17	△15
価格変動準備金の増減額(△は減少)	△2	7
利息及び配当金収入	△249	△172
有価証券関係損益(△は益)	45	39
支払利息	14	11
有形固定資産関係損益(△は益)	1	4
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	△286	△132
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	84	566
小計	△4,312	△3,252
利息及び配当金の受取額	353	292
利息の支払額	△14	△11
法人税等の支払額	△21	△21
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△3,994</b>	<b>△2,993</b>
<b>II. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△7,979	△7,867
有価証券の売却・償還による収入	11,548	5,070
貸付けによる支出	△28	△27
貸付金の回収による収入	29	32
資産運用活動計	3,569	△2,792
営業活動及び資産運用活動計	△425	△5,786
有形固定資産の取得による支出	△2	△32
無形固定資産の取得による支出	△948	△1,403
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,619	△4,229
<b>III. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	-	12,999
リース債務の返済による支出	△110	△123
財務活動によるキャッシュ・フロー	△110	12,876
<b>IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>V. 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)</b>	<b>△1,486</b>	<b>5,653</b>
<b>VI. 現金及び現金同等物期首残高</b>	<b>4,227</b>	<b>2,741</b>
<b>VII. 現金及び現金同等物期末残高</b>	<b>2,741</b>	<b>8,394</b>

---

---

## 2012年度キャッシュ・フロー計算書の注記事項

### 1.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### 2.現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預貯金	1,834	百万円
短期公社債投信等の短期投資目的有価証券	6,560	百万円
現金及び現金同等物の期末残高	8,394	百万円

### 3.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 4. 貸借対照表(主要項目)の推移

(単位:百万円)

年 度		2010年度	2011年度	2012年度
科 目		金 額	金 額	金 額
資 産 の 部	現金及び預貯金	4,028	2,548	1,834
	金銭の信託	1,316	1,324	1,369
	有価証券	23,104	19,469	29,041
	貸付金	16	15	10
	有形固定資産	385	322	256
	無形固定資産	1,958	2,411	3,224
	その他資産	2,239	2,507	2,634
	貸倒引当金	△0	△0	△0
資産の部合計		33,049	28,598	38,371
負 債 及 び 純	保険契約準備金	20,051	21,813	24,543
	その他負債	1,986	2,002	2,472
	退職給付引当金	218	176	-
	役員退職慰労引当金	42	51	34
	賞与引当金	217	225	228
	価格変動準備金	7	5	13
	繰延税金負債	85	95	255
負債の部合計		22,610	24,370	27,546
資 産 の 部	資本金	8,610	8,610	15,110
	資本剰余金	6,848	6,848	13,348
	利益剰余金	△5,250	△11,529	△18,378
	株主資本合計	10,207	3,928	10,079
	評価換算差額等合計	231	299	745
	純資産の部合計		10,439	4,228
負債及び純資産の部合計		33,049	28,598	38,371

## 5. 損益計算書(主要項目)の推移

(単位:百万円)

年 度		2010年度	2011年度	2012年度
科 目		金 額	金 額	金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	15,724	15,608	18,243
	保 険 引 受 収 益	15,173	15,056	17,653
	正 味 収 入 保 険 料	14,294	14,479	17,204
	収 入 積 立 保 険 料	620	527	404
	積 立 保 険 料 等 運 用 益	53	49	44
	支 払 備 金 戻 入 額	204	-	-
	為 替 差 益	0	-	-
	資 産 運 用 収 益	339	232	202
	利 息 及 び 配 当 金 収 入	283	249	172
	金 銭 の 信 託 運 用 益	0	8	45
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	2	0	4
	有 価 証 券 売 却 益	106	16	24
	そ の 他 運 用 収 益	0	7	1
	積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△53	△49	△44
	そ の 他 経 常 収 益	212	319	387
	経 常 費 用	18,031	21,653	24,970
	保 険 引 受 費 用	12,238	13,191	15,078
	正 味 支 払 保 険 金	7,571	8,102	9,004
	損 害 調 査 費	964	1,076	1,185
	諸 手 数 料 及 び 集 金 費	1,727	1,511	1,470
満 期 返 戻 金	1,071	734	683	
契 約 者 配 当 金	0	0	-	
支 払 備 金 繰 入 額	-	230	261	
責 任 準 備 金 繰 入 額	896	1,530	2,468	
為 替 差 損	-	0	0	
そ の 他 保 険 引 受 費 用	5	5	5	
資 産 運 用 費 用	151	78	120	
有 価 証 券 売 却 損	54	0	113	
有 価 証 券 償 還 損	64	69	0	
そ の 他 運 用 費 用	33	8	6	
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	5,629	8,356	9,713	
そ の 他 経 常 費 用	12	26	58	
経 常 損 失 ( △ )	△2,307	△6,044	△6,727	
特 別 利 益	6	2	176	
特 別 損 失	3	215	277	
税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )	△2,303	△6,258	△6,828	
法 人 税 及 び 住 民 税	21	21	20	
法 人 税 等 合 計	21	21	20	
当 期 純 損 失 ( △ )	△2,325	△6,279	△6,849	

## 6. 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	2011年度 2011年4月1日～2012年3月31日 金額	2012年度 2012年4月1日～2013年3月31日 金額
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	8,610	8,610
当期変動額		
新株の発行	-	6,500
当期変動額合計	-	6,500
当期末残高	8,610	15,110
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	6,848	6,848
当期変動額		
新株の発行	-	6,499
当期変動額合計	-	6,499
当期末残高	6,848	13,348
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	0	0
当期末残高	0	0
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	△5,250	△11,529
当期変動額		
当期純損失(△)	△6,279	△6,849
当期変動額合計	△6,279	△6,849
当期末残高	△11,529	△18,378
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	10,207	3,928
当期変動額		
新株の発行	-	12,999
当期純損失(△)	△6,279	△6,849
当期変動額合計	△6,279	6,150
当期末残高	3,928	10,079
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	231	299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	68	445
当期変動額合計	68	445
当期末残高	299	745

	2011年度 2011年4月1日～2012年3月31日 金 額	2012年度 2012年4月1日～2013年3月31日 金 額
<b>純資産合計</b>		
<b>当期首残高</b>	10,439	4,228
<b>当期変動額</b>		
<b>新株の発行</b>	-	12,999
<b>当期純損失(△)</b>	△6,279	△6,849
<b>株主資本以外の項目の当期変動額(純額)</b>	68	445
<b>当期変動額合計</b>	△6,210	6,596
<b>当期末残高</b>	4,228	10,824

## 2012年度株主資本等変動計算書の注記事項

1. 当事業年度末における発行済株式数は 599 千株であります。

	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	181	418	—	599
合 計	181	418	—	599

2. 当事業年度末における自己株式はありません。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 7. 1株当たり指標

年 度 区 分	2010年度末	2011年度末	2012年度末
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△12,820円28銭	△34,620円78銭	△20,247円72銭
1株当たり純資産額	57,557円52銭	23,313円55銭	18,060円22銭
1株当たり配当金	— 円 — 銭	— 円 — 銭	— 円 — 銭
配 当 性 向	— %	— %	— %

(注)1. 1株当たり情報については、自己株式数を控除して算出しています。

2. 1株当たり情報の計算については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しています。

3. 1株当たり当期純利益は、 $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$ により算出しています。なお、期中平均株数は自己株式数を控除して算出しています。

## 8. 1人当たり総資産

(単位:百万円)

年 度 区 分	2010年度末	2011年度末	2012年度末
従業員1人当たり総資産	64	54	72

(注)1. 従業員には直販社員(営業社員)を含みます。

## リスク管理債権情報

### リスク管理債権

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2010年度末	2011年度末	2012年度末
破 綻 先 債 権	-	-	-
延 滞 債 権	-	-	-
3ヶ月以上延滞債権	-	-	-
貸付条件緩和債権	-	-	-
合 計 額	-	-	-

(注) 各リスク管理債権の定義は、次のとおりです。

#### 1. 破綻先債権

破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものです。

#### 2. 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

#### 3. 3か月以上延滞債権

3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

#### 4. 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取り決めを行なった貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。

## 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

## 債務者区分に基づいて区分された債権

## 債務者区分による開示

(単位:百万円)

区 分	年 度	2010年度末	2011年度末	2012年度末
破産更正債権及びこれらに準ずる債権		-	-	-
危 険 債 権		-	-	-
要 管 理 債 権		-	-	-
正 常 債 権		16	15	10
合 計		16	15	10

- (注)1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金をいいます。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1および2に掲げる債権を除く。)をいい、条件緩和貸付金とは、債務者の経営債権または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1および2に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く。)をいいます。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## (参考) 資産の自己査定結果

2012年度末の資産の自己査定結果は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	合計
貸 付 金	10	-	-	-	10
有 価 証 券	29,041	-	-	-	29,041
そ の 他	9,355	22	0	-	9,377
合 計	38,407	22	0	-	38,430

## (注)1. 資産査定における分類区分

自己査定においては、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をI、II、III、IVの4段階に分類しています。

- I 分類…査定基準日において、II 分類、III 分類およびIV 分類としない資産であり、回収の危険性または価値の毀損の危険性について問題のない資産を指します。
- II 分類…査定基準日において、債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収についての通常の数値を超える危険を含むと認められる債権等の資産を指します。
- III 分類…査定基準日において、最終の回収または価値についての重大な懸念が存し、従って、損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産を指します。
- IV 分類…査定基準日において、回収不可能または無価値と判定される資産を指します。

2. その他計に含まれる資産には、無形固定資産、現金および預貯金等があります。
3. 各欄の金額は、金融商品会計処理後、自己査定による償却・引当実施後の残高を表示しています。

## ソルベンシー・マージン情報

## ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円、%)

区分	2008年度 旧基準	2009年度 旧基準	2010年度 旧基準	2011年度 現行基準	2012年度 現行基準
(A) ソルベンシー・マージン総額	6,654	16,208	13,698	7,177	13,821
資本金又は基金等	3,330	12,532	10,207	3,928	10,079
価格変動準備金	7	14	7	5	13
危険準備金	8	8	8	10	11
異常危険準備金	3,358	3,291	3,185	2,873	2,812
一般貸倒引当金	-	0	-	-	-
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	△50	359	285	355	900
土地の含み損益	-	-	-	-	-
払戻積立金超過額	-	-	-	-	-
負債性資本調達手段等	-	-	-	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段のうち、マージンに算入されない額				-	-
控除項目	-	-	-	-	-
その他	1	2	2	3	4
(B) リスクの合計額 ( $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$ )	1,624	1,666	1,633	2,012	2,315
一般保険リスク( $R_1$ )	852	838	846	1,287	1,442
第三分野保険の保険リスク( $R_2$ )	-	-	-	-	-
予定利率リスク( $R_3$ )	6	6	6	27	28
資産運用リスク( $R_4$ )	470	553	516	590	825
経営管理リスク( $R_5$ )	57	59	58	72	85
巨大災害リスク( $R_6$ )	591	598	579	512	554
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A)/((B)×1/2)]×100	818.9	1,945.3	1,677.2	713.2	1,193.6

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

なお、「現行基準」とは、平成22年内閣府令第23号および平成23年内閣府令第11号、ならびに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号および平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準であり、「旧基準」とは、当該改正内容を反映する前の基準です。

## 【ソルベンシー・マージンの内訳】

1. 資本金又は基金等 貸借対照表の純資産の部の合計額から、「株主配当や役員賞与など社外へ流出する予定の金額」、「繰延資産」および「評価・換算差額等」を控除した金額
2. 価格変動準備金 貸借対照表の価格変動準備金
3. 危険準備金 貸借対照表の責任準備金の一部である「危険準備金」の金額
4. 異常危険準備金 貸借対照表の責任準備金の一部である「異常危険準備金」および「家計地震保険に係る危険準備金」の金額を合計したもの
5. 一般貸倒引当金 貸借対照表の貸倒引当金の一部である一般貸倒引当金
6. その他有価証券の評価差額 その他目的(売買目的、満期保有目的、関係会社株式に該当しない)で保有している時価のある有価証券等(貸借対照表の買入金銭債権および金銭の信託が含まれます)に係る評価差額  
貸借対照表の純資産の部にあるその他有価証券評価差額金は、この評価差額から法人税等相当額を控除した金額ですが、ここでは控除前の金額に90%を乗じた金額を表示しています。(評価差額がマイナスの会社は100%の金額を表示することとなっています。)
7. 土地の含み益 土地および「無形固定資産」に含まれる借地権等の諸権利金の時価とそれらの簿価(貸借対照表計上額)の差額に85%を乗じた金額を表示します。  
当社には該当事項はありません。
8. 払戻積立金超過額 貸借対照表の責任準備金の一部である「払戻積立金」のうち、算出方法書に記載された方法(保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法である場合に限る)に従って計算する額を超過する金額。  
当社には該当事項はありません。

9. 負債性資本調達手段等 劣後ローンの借入や劣後債券の発行等により社外から調達した金額のうち一定条件を満たすものです。  
当社には該当事項はありません。
10. 控除項目 当社が保有している他の保険会社や金融機関等の資本調達手段等が、保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する場合、ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。  
当社には該当事項はありません。
11. その他 「配当準備金未割当部分」、「純資産の部のその他利益剰余金に係る税効果相当額」、「外国保険会社等の持込資本金および剰余金など」の金額です。  
当社の場合、配当準備金未割当部分(契約者配当準備金のうち、保険契約者に対し契約者配当として割り当てた額を超える額)の金額を表示しています。

#### 【ソルベンシー・マージン比率について】

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返れい金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- この「通常の予測を超える危険」(上表の「(B)リスクの合計額」)に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(上表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ① 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険  
(一般保険リスク) (巨大災害に係る危険を除く)  
(第三分野保険の保険リスク)
  - ② 予定利率上の危険 : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険  
(予定利率リスク)
  - ③ 資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険  
(資産運用リスク)
  - ④ 経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの  
(経営管理リスク)
  - ⑤ 巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険  
(巨大災害リスク)

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。  
ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

## 時価情報等

### 1. 有価証券に係る時価情報

#### (1) 売買目的有価証券

該当ありません。

#### (2) 満期保有目的の債券

該当ありません。

#### (3) その他有価証券

(単位:百万円)

種 類	2011年度末			2012年度末			
	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	15,325	15,526	200	18,874	19,155	280
	株 式	35	136	101	52	138	86
	外 国 証 券	200	200	0	372	387	14
	そ の 他	749	928	178	757	1,378	621
	小 計	16,310	16,791	481	20,056	21,060	1,003
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	1,788	1,779	△9	1,362	1,359	△3
	株 式	16	16	△0	-	-	-
	外 国 証 券	620	549	△70	-	-	-
	そ の 他	278	276	△1	6,560	6,560	-
	小 計	2,704	2,621	△82	7,923	7,919	△3
合 計	19,014	19,413	398	27,980	28,979	999	

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれていません。

#### (4) 当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	2011年度			2012年度		
	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
その他有価証券	1,062	16	0	452	24	113

#### (5) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

2011年度末		2012年度末	
満期保有目的の債券		満期保有目的の債券	
公社債	-百万円	公社債	-百万円
外国証券	-百万円	外国証券	-百万円
その他有価証券		その他有価証券	
公社債	-百万円	公社債	-百万円
株式	1百万円	株式	1百万円
外国証券	54百万円	外国証券	60百万円
その他	-百万円	その他	-百万円

## 2. 金銭の信託に係る時価情報

(1) 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

種 類	2011年度末		2012年度末	
	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額
金 銭 の 信 託	1,324	2	1,369	31

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

(3) 運用目的・満期保有目的以外の金銭の信託

該当ありません。

## 3. デリバティブ取引等

該当ありません。

## 4. 証券化商品等及びサブプライムローン関連商品への投融資状況

該当ありません。

## その他

### 1. 会計監査

当社では、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第31期事業年度の計算書類(貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書)ならびにその附属明細書について、会社法の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けており、適法である旨の証明を受けております。

### 2. 財務諸表の適正性ならびに財務諸表作成に関する内部監査の有効性の確認

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第31期事業年度にかかる財務諸表の適正性ならびに財務諸表作成に関する内部統制の有効性について、以下のとおり確認しています。

## 確認書

平成 25 年 6 月 28 日

セゾン自動車火災保険株式会社

代表取締役社長

福澤 香浩



当社の代表取締役社長である福澤香浩は、当社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第31期事業年度にかかる「セゾン自動車火災の現状」(以下「ディスクロージャー誌」)を縦覧の用に供した時点において、ディスクロージャー誌に掲載した財務諸表の内容が適正であり、不実の記載がないものと認識しております。

私が適正かつ不実の記載がないと認識する理由は、財務諸表が適正に作成されるための以下の体制が整備されており、財務諸表作成に関する内部監査の有効性を確認したためであります。

1. 分掌規程、および職務権限規程が整備され、所管部署が適切、有効に業務を執行する体制が構築されております。
2. 全ての重要な経営情報や業務執行状況は、取締役会等へ適切に付議・報告される体制が構築されております。
3. 財務諸表の作成に関し、業務分掌と所管部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しております。また、主要所管部署の責任者より、全ての重要な点において、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れがない旨の確認書の提出を受けております。
4. 全ての部署から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行状況の適切性、有効性、効率性を検証・評価し、問題点の指摘・改善に向けた指示・提言を行っており、監査結果が取締役会等に報告されております。  
また、財務諸表の作成に関し、内部監査部門による内部監査を実施し、作成プロセスの適切性・有効性および財務諸表の内容について重要な指摘事項がない旨の報告書の提出を受けております。

なお、本確認書は、平成17年10月7日金監第2835号「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について(要請)」に基づいて掲載するものであります。

以上

## VI. 付録

## 店舗所在地のご案内(2013年7月1日現在)

拠点名	郵便番号	住所	電話番号
<b>本社</b>	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-40F	03-3988-2711
<b>損害サービスセンター</b>			
本店第一サービスセンター	〒170-0013	東京都豊島区東池袋 3-13-2 イムブル・コジマビル 3F	03-3980-3865
本店第二サービスセンター	〒170-0013	東京都豊島区東池袋 3-13-2 イムブル・コジマビル 3F	03-3980-3318
関東第一サービスセンター	〒170-0013	東京都豊島区東池袋 3-13-2 イムブル・コジマビル 3F	03-3980-2629
関東第二サービスセンター	〒170-0013	東京都豊島区東池袋 3-13-2 イムブル・コジマビル 3F	03-3980-6391
関東第三サービスセンター	〒170-0013	東京都豊島区東池袋 3-13-2 イムブル・コジマビル 3F	03-3980-6497
関東第四サービスセンター	〒170-0013	東京都豊島区東池袋 3-13-2 イムブル・コジマビル 3F	03-3980-7039
火災新種サービスセンター	〒170-0013	東京都豊島区東池袋 3-13-2 イムブル・コジマビル 3F	03-3988-2715
仙台サービスセンター	〒982-0031	宮城県仙台市太白区泉崎2-26-9	022-307-3059
<b>お客様相談窓口</b>			
お客様相談室	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-40F	0120-281-389

## 主な損害保険用語の解説

### か行

#### 【価格変動準備金】

保険会社が所有する株式・債券等の価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金のことです。

#### 【過失相殺】

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

#### 【急激かつ偶然な外来の事故】

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。

例：交通事故、火災・爆発事故、運動中の打撲・骨折、転倒、作業中の事故等

#### 【クーリング・オフ制度】

契約の取り消し請求権をいいます。損害保険の場合には、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができることとなっています。ただし、契約によってはクーリング・オフできないものもあります。

#### 【契約者貸付】

積立保険（貯蓄型保険）を契約している期間中、急な出費により一時的に資金が必要になった場合、保険契約を解約することなく解約返れい金の一定範囲内で資金の融資が受けられる制度です。

#### 【契約者配当金】

積立保険（貯蓄型保険）で積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えた場合に、満期返れい金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金のことです。

#### 【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思により、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、契約の当初まで遡るのではなく、解除時点から将来にむかってのみ効力を生ずることとしています。

#### 【契約の失効】

契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば保険で支払われない事故（戦争や暴動等）によって保険をつけていたものが滅失した場合は、契約は失効します。

#### 【告知義務】

保険契約の申込みの際に、保険契約者が契約の条件を設定するための重要な事実を保険会社に申し出る義務をいいます。告知いただいた内容が事実と相違している場合には、保険契約が解除されることや保険金をお支払いできないことがあります。

### 【ご契約のしおり】

保険のご契約に際して、保険契約者が保険商品の基本的な事項について事前に十分理解した上で契約手続きを行うことができるよう、ご契約時に配付するために作成された小冊子のことです。「ご契約のしおり」には、ご契約に際しての注意事項、ご契約後の注意事項、保険金のお支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続き等が掲載されています。

### さ行

#### 【再調達価額・時価(額)】

再調達価額とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型および能力のものを再築し、または再取得するのに要する額をいいます。これに対し時価(額)とは、再調達価額から経過年数や使用による消耗分(減価)を控除して算出した金額をいいます。

#### 【再保険】

保険会社が危険の分散を図るため、自社の引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁するしくみを再保険といい、再保険に出すことを出再保険、再保険を引き受けることを受再保険といいます。

#### 【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、「保険引受に係る営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

#### 【地震保険料控除制度】

所得税法上および地方税法上、お支払いされた地震保険料に応じた一定の額を、契約者の課税所得から控除できる制度をいいます。

#### 【質権設定】

火災保険などで、保険契約をした物件が罹災した場合の保険金請求権を被保険者（保険の補償を受けられる方）が他人に質入れすることをいいます。一般的に、住宅ローン返済中の住宅を保険の対象とした火災保険では、住宅ローンの債権者（銀行等の金融機関）が質権者となります。

#### 【支払備金】

既に保険事故が発生しており、決算日現在、まだ支払っていない保険金について、保険会社が積み立てる引当金をいいます。

#### 【重度後遺障害】

①両眼失明、②咀嚼（くわ）しやく、または言語の機能の全廃、③その他身体の著しい障害により終身自用を弁（き）ずることができない障害などをいいます。

#### 【正味収入保険料】

元受保険料に再保険料を加減（出再保険料を控除し、受再保険料を加える）し、さらに、積立保険料を控除した保険料をいいます。

**【責任準備金】**

将来生じうる保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、保険会社が積み立てる準備金をいいます。次年度以降に属する保険期間に対応する保険料部分を積み立てる「普通責任準備金」、大規模な自然災害など異常災害に備えて積み立てる「異常危険準備金」、積立保険(貯蓄型保険)における満期返れい金及びその運用益を積み立てる「払戻積立金」、「契約者配当準備金」などの種類に分けられます。

**【全損・分損】**

保険の対象が完全に滅失した場合(火災であれば、全焼・全壊)や修理、回収に要する費用が再調達価額(損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型および能力のものを再築し、または再取得するのに要する額をいいます。)または時価を超えるような場合を「全損」といいます。一方、全損にいたらない部分的損害のことを「分損」といいます。

**【損害保険一般試験】**

損害保険の募集に初めて従事する人に必要な教育として、損害保険業界共通で実施している試験です。日本損害保険協会(損保協会)が主催・実施する試験で、損害保険の基礎やコンプライアンスなどに関する『基礎単位』と「自動車保険」「火災保険」「傷害疾病保険」に関する各単位(『商品単位』3単位)の計4単位により構成されます。損害保険代理店で、仕事をする場合には、この試験の『基礎単位』に合格し、募集人届出を行わなければなりません。また、2013年11月までに、その取り扱いに応じた『商品単位』に合格していなければなりません。

**【損害保険契約者保護機構】**

損害保険会社が経営破たんした場合に、破たんした保険会社の保険契約者を保護することを目的として設立された法人で、保険会社全社の加入が義務づけられています。

**【損害保険料率算出機構】**

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、2002年(平成14年)7月1日から新たに業務を開始した料率算出団体です。損害保険料率算定会(1948年設立)と自動車保険料率算定会(1964年設立)が統合した特殊法人で、火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率および自動車損害賠償責任保険・地震保険の基準料率の算出・提供、ならびに自動車損害賠償責任保険の損害調査業務を主要な業務としています。

**【損害率】**

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。この損害率は、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

**【そんぽADRセンター】**

法令に基づいて国の指定を受けた「指定紛争解決機関」です。お客さまと保険会社との間で損害保険に関するトラブルが起きた際に、お客さまの苦情について助言をしたり、苦情の申出内容を保険会社に通知し対応を求める苦情解決手続と、一定期間を経過しても解決に至らない場合に中立・公正な立場で和解案を提示し解決に導く紛争解決手続を実

施しています。

**た行****【大数(たいう)の法則】**

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。このように、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくとすることを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。この法則は保険料算出上の統計的基礎になっています。

**【重複保険】**

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額(損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型および能力のものを再築し、または再取得するのに要する額をいいます。)または時価を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

**【通知義務】**

保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)が保険会社に連絡しなければならない義務のことで、例えば、火災保険では住居を店舗に改造したり、契約した建物を他人に売却したりした場合、自動車保険では契約した車を買替えた場合などに通知義務が発生します。

**【積立保険(貯蓄型保険)】**

傷害保険などの補償機能に加え、貯蓄機能を合わせもち、満期時に一定の満期返れい金が支払われる長期の保険をいいます。

**は行****【被保険者】**

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一の人であることもあり、別人であることもあります。

**【被保険利益】**

ある物(例えば家屋)に偶然の事故が発生することにより、ある人(例えば、家屋の所有者)が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は、損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

**【保険価額】**

被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る可能性のある損害の最高見積額です。

**【保険金】**

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭をいい、原則として被保険者(保険の補償を受けられる方)に支払われます。

**【保険金額】**

保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額で、保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた金額(ご契約金額)をいいます。

**【保険契約者】**

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。

**【保険契約準備金】**

保険契約にもとづく保険金支払いなどの責任を果たすため、決算期末に積み立てる準備金をいいます。これには責任準備金および支払準備金などがあります。

**【保険事故】**

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金のお支払いを約束した偶然の事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

**【保険証券】**

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付される文書をいいます。

**【保険の対象】**

保険をつける対象のことで、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などがこれにあたります。

**【保険約款】**

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・限定する特別約款・特約とがあります。

**【保険料】**

被保険者(保険の補償を受けられる方)の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険契約にもとづいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。

**【保険料即収の原則】**

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

**【保険料率の三原則】**

損害保険料率算出団体に関する法律第8条において、保険料率は合理的、かつ妥当であり、また不当に差別的であってはならないと規定されており、これらの基本原則を保険料率の三原則といっています。

**ま行****【マリン保険・ノンマリン保険】**

マリン保険は、船舶保険、貨物海上保険および運送保険をいい、ノンマリン保険は、マリン保険を除くその他の損害保険、たとえば火災保険、自動車保険、傷害保険、賠償責任保険等をいいます。

**【満期返れい金】**

積立保険(貯蓄型保険)において、保険期間が満了し、保険料全額の払込みが完了している場合に、保険会社が保険契約者にお支払いをするお金をいい、その金額は契約時にあらかじめ定められています。

**【免責】**

保険金が支払われない保険契約上の事由のことです。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約にもとづいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事由が生じた場合は例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震・噴火・津波による事故などがあります。

**【免責金額(自己負担額)】**

一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)が自己負担するものとして保険契約時に決められた金額をいいます。免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額をお支払いする方式と損害額の全額をお支払いする方式の2つの方式があります。

**【元受収入保険料】**

元受保険契約によって、保険会社が収入する保険料をいいます。

**【元受正味保険料】**

元受収入保険料(グロス)から諸返れい金を控除したものです。ただし、満期返れい金は控除しません。積立保険(貯蓄型保険)については収入積立保険料を含みます。

**【元受保険】**

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といっています。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてをさす場合があります。

**ら行****【リスク細分型自動車保険】**

被保険者(保険の補償を受けられる方)の年齢、地域、使用目的別等のリスク(危険要因)に基づいて、保険料率を細分化した自動車保険をいいます。

## インターネットホームページのご案内

保険商品のご案内、コーポレートプロフィール、拠点・サービスのご案内、リクルート情報はもちろん、当社の最新情報や保険にまつわるさまざまな話題も掲載しています。

<http://www.ins-saison.co.jp/>

セゾン自動車火災の現状 2013  
2013年 7月発行

セゾン自動車火災保険株式会社  
総合企画部

〒170-6068 東京都豊島区東池袋三丁目1番地1号

☎ 03-3988-2711(代表)

ホームページアドレス <http://www.ins-saison.co.jp/>

SAISON  
INSURANCE  
セゾンの保険